

(第一類 第五号)

第七十五回国会 大蔵委員会

(一六七)

昭和五十年三月四日(火曜日)

午前十時二十四分開議

出席委員 上村千一郎君

理事

伊藤宗一郎君
村山 達雄君

理事

山本 幸雄君
山田 耻目君

理事

増本

越智 伊平君
奥田 敬和君

鴨田 宗一君

理事

野田 齋藤
坊 兼造君
村岡 貞則君
山中 寅男君
藤田 高敏君
武藤 山治君
山中 吾郎君
荒木 宏君
坂口 力君

大蔵政務次官

森 清君

出席大臣

大蔵大臣

大平

正芳君

出席政府委員

大蔵省主税局長

大蔵大臣官房審議官

國税庁次長

國税庁直税部長

横井 正美君

農林省構造改善課長

農政部農政課長

関谷 俊作君

委員外の出席者

昭和五十年三月四日

出席委員

上村千一郎君

理事

浜田 幸一君

元利君

幸樹君

一彦君

大石 千八君

金子 一平君

原田 憲君

宮崎 茂一君

毛利 松平君

綿貫 民輔君

塩谷 一夫君

矢野 繼也君

瓦 力君

綿貫 民輔君

塩谷 一夫君

しております。

○竹本委員 農林省の方に次に伺いたいのだけれども、農業生産法人というものはいかなる目的でつくったか、それから構成要件はどんなものであるか、簡単明瞭に御答弁を願いたい。

○関谷説明員 農業生産法人という制度ができるたのは昭和三十七年でございますが、とともに農業基本法の中に「協業の助長」という規定がございまして、農民が農地と労力を持ち寄つて協同して農業を営むことができる組織をつくつて、それが育成を図るべきである、こういう規定がござります。それに従いまして、三十七年に農地法の改正を設けたわけでございます。

要件としましては、組織形態としましては、農協法によります農事組合法人、それから有限会社法によります有限会社、それから商法によります合名会社または合資会社、この四つの形態のいずれかであるということが第一でございます。それから、農業及びその付帯業務に限り営むものである、簡単に言えば農業専業法人であるということとしましては、構成員は、一般に申しますと法人に農地を提供した者であるか、常時従事者であるか、そのいずれかでなければならぬ。それからもう一つは、役員のうちの過半数が農地提供者であり、かつ常時従事者である、この辺が主要な要件として定められております。

○竹本委員 そつすると、やはり農業の零細化といふことが一番大きな日本の悩みでありますから、協業によって力を合わせ、経営規模を拡大して生産の合理化を図るということが中心であり、そのために終始一貫農林省としては努力を傾けておる、かよつて理解してよろしくうございますが。

○関谷説明員 そのとおりでございます。

○竹本委員 そこで、まず第一に、具体的な各論に入つて伺いますが、租税特別措置法の一部を改正する法律案第七十条の六によりますと、納税猶予の特例を受ける者、すなわち農業相続人の要件

といふものは別に政令で定めるということになつておる。この場合に、別に定めるんであるからまだ私わかりませんけれども、その政令を定める場合の考え方をちょっと伺つておきたい。

たとえば、生前贈与の場合というようなものを考えてみますと、相続前に三年間農業を営んでいた者ということが一つの要件になつておる。そうすると、今度の場合も、別に定める政令の内容でございますから、生前贈与の場合は過去におきましたから考えられでないけれども、やはり大体そういう原則が考えられておるのか、考えられていないのかと、いう点を伺いたいのです。

というのは、たとえば相続というものはおやじが死んで跡を相続するのですから、予定とか計画性というものがあり得るはずはない。そこで、農業をしているおやじさんがばつこり死んでしまふ、その場合に跡を継ぎたいという場合、普通に言えばもちろん今まで農業をやつてゐる人が跡を継ぐのが常識であります。そうでない場合がある。たとえばどこかで、隣の県に行って学校の先生をやつておる、しかしおやじも死んだんだからここでひとつ決心をして自分は後田舎に帰つて農業をやろうという人だってあり得ると思うのですね。

しかし、その場合に、いま申しましたように、一律に生前贈与の場合と同じように相続前に三年間農業を営んでいた者というような条件がつくとして定められております。

○竹本委員 そつすると、やはり農業の零細化といふことが一番大きな日本の悩みでありますから、協業によって力を合わせ、経営規模を拡大して生産の合理化を図るということが中心であり、そのため終始一貫農林省としては努力を傾けておる、かよつて理解してよろしくうございますが。

○関谷説明員 そのとおりでございます。

○竹本委員 そこで、まず第一に、具体的な各論に入つて伺いますが、租税特別措置法の一部を改正する法律案第七十条の六によりますと、納税猶予の特例を受ける者、すなわち農業相続人の要件

しゃいましたように、生前一括贈与の場合のようないままで農業を営んでいた者と、それを定めた理由は、いままさに竹本委員がおっしゃいましたように、相続といふのはまさに予期しない突然の出来事でござりますから、生前贈与の場合は過去におきましたから考えられでないけれども、やはり大体そういう原則が考えられておるのか、考えられていないのかと、いう点を伺いたいのです。

たとえば、生前贈与の場合というようなものを考えてみると、相続前に三年間農業を営んでいた者ということが一つの要件になつておる。そうすると、今度の場合も、別に定める政令の内容でございますから、生前贈与の場合は過去におきましたから考えられでないけれども、やはり大体そういう原則が考えられておるのか、考えられていないのかと、いう点を伺いたいのです。

○関谷説明員 いまお答えのありましたよな大蔵省の取り扱いに、農林省としても同意しております。

○竹本委員 これはそういう制限をつけないということでお安心をしました。

第二に、今度は対象を個人に限定するという問題なんですが、農地等についての相続税の納稅猶

予制度の特例といふものは、適用の対象を個人に限定して、かつ農業を継続するということが要件になつておるというふうに理解をいたします。そして特例を受ける農地等の二割以上を譲渡、転用したり、他人に貸した場合には、農業継続の意思がないと見て、その時点で微収猶予を打ち切るということになつておるわけですね。そういう場合

にこういうことがありはしないかと思うのですね。農家が特例の適用を受けて、それからそのままでもいまの生産法人その他の協同化をやると、その学校の先生は田舎に帰つて跡を受け継いで百姓をやろうと思っても、仮に農業を営む意思と能力があつても、この特例の適用は受けられないということになる。そつとう心配があるから、一休別に定める政令はどういう内容になるか、その政令の内容の概略と、いま申し上げておるようになります。

○中橋政府委員 その点は、私どもいま検討課題と考へております。と申しますのは、竹本委員のおっしゃいましたように、農業生産法人も個人の農業経営の延長線そのままであるというふうに割り切つてよろしいのかどうかということをございま

す。それからもう一つ、農業生産法人の目的といった所ではありますのは、まさにおっしゃいますように、経営の拡大化ということをねらつておると思いますが、その際に、経営の拡大化をやりますために、経営の拡大化といふことをねらつておると思いますが、その際に、経営の拡大化をやりますために、どうしても所有と経営といふものが分かれると、いうことをある程度予測をいたしておるが、この農業生産法人の制度ではないかという気がいたしました。

そういう心配はする必要があるかないかを伺いたいのです。もし、その時点で特例の適用を受けられないということになれば、いま申しました農業生産法人をせつかく長年の努力で盛り立てた農業生産法人をせつかく長年の努力で盛り立てようというのに逆に行くことになりはしないかといふ点が一つ。

それから、この点は特に農林省に伺いたいんだけれども、農業生産法人といふものは、先ほど構成についていろいろお話をありましたけれども、これは農地と労働力を主体として經營されるもの

ございます。おっしゃいますように、完全に個人の延長線上にあるという農業生産法人だけをつかまえることができます。私も全くお説のとおり、今回のたとえば二〇%の農地を売ったか売つてないかというような判断の際に、そういうものを除外するかどうかとも考え得ると思いませんが、まさに所有主という地位だけに相続人がかわるというようなことがかなりあり得るとすれば、個人につきまして今回認めた制度の趣旨とはやや違ってくる心配もございますので、おっしゃいましたよなことも兼ね合わせながら、いやや違ってくる心配もございますので、おっしゃいましたよなことも兼ね合わせながら、いわば、おっしゃいますよな個人の延長線上にあるような農業生産法人、しかも農業生産法人の目的に沿つたものへ農地を売りますというような場合を果たして限定できますかどうか、いま少し研究させていただきたいと思っておりますけれども、そいつは十分今後の研究課題として政令段階までには決定いたしたいと思っております。

○関谷説明員 生産法人の現行制度からしますと、昭和三十七年発足当時と、四十五年に改正がございましてから、そのことは若干趣を異にしておるわけでございます。といいますのは、先ほど要件を申し上げましたように、生産法人の構成員の中に農地提供者というものを認めておりますし、それから、役員の過半数が農地提供者であり、かつ常時従事者であるということで、土地の提供者といふ地位にとどまる社員と申しますか、構成員も認めるような制度になりましたのですから、そういう関係から、いまもお答えがございましたように、生産法人というものが従前の農地所有者あるいは経営者と完全に同一であると言えれば失礼でけれども、かなり異なった場合があるようになりますので、その点も含めながら、御指摘もござりますので、その点も含めながら、御指摘の問題は大蔵省とも協議しながら検討させていただきたくと考えます。

○竹本委員 楽考えはよくわかりました。

局長、要するに、これは所有と経営が分離してしまって、個人の経営の延長发展の姿ではないのだという場合も確かにあると思うのですね。しかし、そうでなくて、やはり自分で經營をして、常時農業に従事していくんだという意思と能力を持つてちゃんとやる場合もある。いろいろな場合が考えられる私には思っています。私がいま言っているのは、そのまま継続して農業に従事していくこという意思のある場合にも、そうでない場合にうという意思のある場合にも、そうでない場合にも、同じような前提でやられては困るので、政令の場合にはきめ細かく配慮していただきたいといふことでござりますから、その点をひとつよろしくお願いいたします。これはそういうことでいいですね。——それでは次に参ります。

第三番目は、これは私の空想かもしれないのですが、おっしゃいますから、その点をひとつよろしくお願いいたします。これはそういうことでいいですね。——それでは次に参ります。

農業協同組合法第七十二条ですか、この場合には特定のみなし規定も持つてあるよう、その点に配慮があると思いますけれども、それらも含めて農業生産法人の要件を満たすことができなくなる場合が、五人きょうだいで、四人がサラリーマンという場合にありますから、それから、長男

が税金を納めぬでいい場合はいいのだけれども、納めなければならぬというのでそれを売っちゃつたという場合に、売った相手のA、B、C、Dが

サラリーマンであったときには、農業生産法人の構成要件を欠くことになる場合がありはしないか。また、その二つを合わせて農業生産法人の条件が欠けるという場合がありますか。これは

四千万円では十分でないではないかという問題とも関連して、そういう場合にせつから農業生産法

人を育て上げようというような從来の考え方と逆行する、先ほどの整合性を失うことになる心配はないかどうかということを大蔵省、農林省から聞かたい。

農業生産法人の構成員であるおやじさんが死んだ父親の持ち分といいますか、その持ち分が仮にきょうだい五人なら五人に移つていったというような場合に、土地は依然として農業生産法人として管理していくものだから、土地の分割とか經營の細分化という問題は一応ないといふに私は理解する。

しかしながら、今度は税金の方で考えてみると、税金がかかる。その税金を支払うために長男がそ

の土地を売つた。売つた相手のA、B、C、Dが

サラリーマンであった。まあこれは普通の場合じやないかもしれませんけれども、そういう場合に

の労働力要件とかその他の農業生産法人の要件に合わなくなる場合がありはしないか。農事組合に

法人の場合にもちゃんと五人なら五人といふ条件があるでしょう。そうすると、その土台が崩れてしまつという場合に、これは一体どういうことに

なるのか。

要するに私が言いたいことは、五人きょうだいが均分相続なら均分相続をする場合、他の四人が全部東京に出てきてサラリーマンになつておつた

という場合に、生産法人の要件がぐらついてしまつという場合があるかないか。これは農林省の方に聞きたい。

農業協同組合法第七十二条ですか、この場合には特定のみなし規定も持つてあるよう、その点に配慮があると思いますけれども、それらも含めて農業生産法人の要件を満たすことができなくなる場合が、五人きょうだいで、四人がサラリーマンという場合にありますから、それから、長男

が税金を納めぬでいい場合はいいのだけれども、納めなければならぬというのでそれを売っちゃつた

たという場合に、売った相手のA、B、C、Dが

サラリーマンであったときには、農業生産法人の構成要件を欠くことになる場合がありはしない

か。また、その二つを合わせて農業生産法人の条件が欠けるという場合がありますか。これは

四千万円では十分でないではないかという問題とも関連して、そういう場合にせつから農業生産法

人を育て上げようというような從来の考え方と逆行する、先ほどの整合性を失うことになる心配はないかどうかということを大蔵省、農林省から聞かたい。

○関谷説明員 いまお尋ねのございましたようなことで、相続がありましたために、その相続人の

中に、先ほど申し上げました生産法人の構成員の要件がございました。これに該当しない者がある

場合が生じ得るわけです。この関係は直接の農地

と違いまして、持ち分の譲渡とか相続その自体は

それぞれ農協法なり有限会社法なり商法で起きる

わけです。その結果としまして生産法人の要件に合わなくなる場合がございまして、農地法の体系の中では生産法人の要件を限定しております関係

上、もしもその生産法人が存続しておるうちにい

まの相続のようない要因で要件が合わなくなるとい

うことがございますと、一定期間内に回復をさせ

ることにしております。たとえばいまの例で申

しますと、いわゆる資格者たる構成員の持ち分を移

させる、そういうことで適格性を回復させるとい

う措置がございます。それがどうしても一定期間

内にできない場合には、制度としましては政府の

買収規定が置かれております。

それからもう一つ、長男なりなんなりが土地を

売るということが起きるのはいかというお尋

ねでござりますが、生産法人の場合は、その生

産法人が土地を所有しておるかあるいは經營をし

ておるわけございまして、権利を持っておりま

すので、そいつ、売却はできないわけです。また、

売却をしようと思いまして、農地法の三条によ

ります個々の許可制がありまして、権利を持つております

農地になつておるものは許可できませんので、

そういう関係からもお尋ねのもう一つの点のよう

な事態は起こらないと思います。

○竹本委員 前半の方は、そういう心配はないよ

うに法的に整備してある、それから後の方は、売

却ができないということですか。もし売却ができる

ないというならば、その法律根拠はどこですか。

○関谷説明員 前者の生産法人の要件に合わなくな

る場合というの、相続を契機にして起きるわ

けです。それは、申し上げましたように、指導上の措置としまして、もとの要件を回復するよう

指導しまして、どうしてもできないということに

なりますと、農地法の十五条の二といいう規定がございまして、生産法人が初めは適格であつたが後

に不適格になつたという場合には、その農地を政

府が買収するということで、生産法人の適格要件

を持たないものが存続することがないよう規定

を一応置いております。実際にはこの発動がされ

る前に指導措置によりまして、生産法人でないも

のが存続するということがないようふうにやつておりますが、規定としてはそういうものがござ

それから第二の点は、もともと生産法人の方が經營農地については所有権その他の権利を持つておるわけです。もともと長男等の構成員がその土地を売却するということは、民法上というか私法上できないわけです。仮にそれが起きましても、農地の売買等でござりますので農地法の許可も要りますし、それは与えられない、こういうふうになつております。

○竹本委員 この問題はいまの御答弁で一応理解ができますので、次へ進んでまいります。

四番目は、農業投資価格という問題ですけれども、農地等についての今度の相続税の納税猶予制度、この場合の農業投資価格に関する租税特別措置法の規定を見ますと、規定がはなはだ不明確であるという点です。投資価格の決定に当たってはどういうふうな形を、あるいはどういうふうな方程式を持ってやられるのであらうかということであります。基準をもう少し具体的にすべきではないかという点を伺うわけです。公共的に供するのではなく、そういう見込みや思惑などはない、ということに今度の場合はなるのだろうと思つんだけれども、そういう考え方よろしいか。

今まで農地を売るというのは、パーセンテージは知らないけれども、ほとんどの場合はむしろ宅地に売るとかなんとかいうような形で、農業以外の目的に使うということで売る。そうした意味の農地を売る相場といふものは出ているわけですね。

ところが、今度はそれはまだ、農地としてやるんだという農業投資価格を決める場合には、いまで農民から農民へ農地として売つていくという場合についての例が余りないんではないかと思うが、その例は十分にあつて、それらの平均なら平均で国税局長はその農業投資価格といふものを決めるのであるかどうかという問題であります。

「通常成立する価格」はいかにして決めるのかという問題であります。過去の例があつておりませんと、その点について、農業投資価格といふものほども私はびんと来ないのだけれども、それよりは、ついでに農林省に聞きたいのは、収益還元方式はどちらかといふのが生じないのではないかというふうに考えております。

なかなか、こう思うわけですね。そうすると、宅地に売る場合の例は幾らもあつて、あの辺は坪何万円とかいうふうにわれわれも聞きますけれども、農民同士で売るというような例が余りないから私には聞くわけです。

それから、時間の関係であわせて聞きますけれども、やはりこれは収益還元価格といったような方式にでもよらなければ科学的な農業投資価格の算定方法がないじゃないか。それ以外に価格を決める方程式、基準となる考え方があるのかどうか。

どうして農業の投資価格を決めるのか。国税局長が決めると言うんだけれども、国税局長が決めるに当たって基準となるべき枠がちゃんとなければいかぬ。そうしないと国税局長の独断になつたり、各局長ごとに不公正、アンバランスが出たりする心配がある。そのアンバランスの心配はないかと

いうこと、決めるについて「通常成立する」といったことだけでは余りにも漠然たる決め方ではないか。その二つの点をひとつお伺いしたい。

○中橋政府委員 いまおっしゃいました農業投資価格と申しますのは、確かに法文上は非常に抽象的な価格でございますが、現実には農業をやつておる人が農業をやつておるために若干の土地を欲しいということで、農業委員会のあつせんなどで取引をされておる事例がござります。そういうもののをまずは参考いたしますということをございましすし、そういうことについて精通者がございまして、やはりある程度の金額というものがおよそ具体的にそれぞれの地域についてあるようございまます。

それから、そういった都市化の影響を余り受けないといふゆる純農村におきましてそういった事例を集めまして、しかも今回の相続税法の改正で予定されております土地評価審議会というのを国税局ごとに設けるものでござりますから、その中にもそういう面についての学識経験のある人も入つていただきことにいたしておりますので、御心配のように余りアンバランスというのは生じないのではないかというふうに考えております。

しかも、そういう価格でござりますから、そう地域的に、現在の宅地化を前提といたしましたような価格とは違いまして、かなり広範囲にそつ差がないものではないかというふうに予測をいたしております。もちろんそれは地理的条件というものが反映をいたしましたから若干の差というのをございましようけれども、現在のいわゆる宅地含みのような価格ほどには差異がないのではないかというふうに考えております。

それで、そいつたときにいわゆる収益還元価格と一体どういうよつた関係になるのかということがございますけれども、私どもいたしますれば、やはりこの農業投資価格といいますのも、一般的いわゆる宅地含みの農地の価格も、純然たる宅地の価格も、すべて一律な評価方式で評価をいたしますとすれば、やはり何といいましても売買実例を基本にいたしました処分時価というのが一番公平のものではないかと思つておりますし、かつてもそういうことでやってまいりましたので、やはり今回の農業投資価格につきましても、収益還元価格方式で算定するつもりはないわけでございます。

ただ、そういうことでござりますから、いまの固定資産税の評価額から見ましても実はそんなに高い価格というのは予想をされませんし、現実におきますところの相続税で純農地につきまして評価をいたしておる価格を見ましても、そんなに高いものは予測はされないのが私どもの今日における農業投資価格の水準でござります。

○竹本委員 事例は大体十分にあるというお考え、それを審議会あたりでも参考にしながらやれるのではないかと言われるのだけれども、農林省、どうですか。そういう事例というものは全国に大体必要にして十分なだけあり得るかという点が一つ。

それから、ついでに農林省に聞きたいのは、収益還元方式はどちらかといふのが生じないのではないかというふうに考えておりますから、その中にもそういう面についての学識経験のある人も入つていただきことにいたしておりますので、御心配のように余りアンバランスといふのは生じないのではないかというふうに考えております。

農林省はどういうふうに見ておられるか、二つの点。

○関谷説明員 農地の売買の状況でございますが、これは大体農業目的と申しますか、農地を農地として所有権の移転が有償でなされておりますのが、現在全国で年間七万ヘクタールございます。それから、転用目的のものが六万から七万ヘクタールぐらいございます。ただし、価格の方といふことになりますと、農業目的で、農地法で申しますと第三条ということになりますが、農地の取引の価格という状況を見ますと、これは実際にその価格調査の結果を見ますとかなり高いものがござります。それがそのまま農業専用の価格であるといふには、いわゆる転用価格の影響をかなり受けた相当高いものになつております。

ちなみに全国水準では、耕作目的の価格は、全国農業会議調査で、四十八年で水田が百八十八万五千円、市街化区域内といふことになりますと、六百万円を超えるような高い調査結果が出ております。いずれも十アール当たりの価格でござります。

それから、農業投資価格あるいは収益還元の問題につきましては、その農業収益というののから一種の理想地価を導き出すという考え方ないし議論というのはあるわけでござりますけれども、実際問題として申しますと、同じ農地でも収益の算定の仕方というものは非常に異なるわけでございまして、畑にしても田にしてもかなり収益性の異なる作物が作付可能でございまし、それから収益の導き出し方、あるいはその収益から地価に持っていく還元の仕方、これはなかなか実際問題としても非常にむずかしいということもございまして、畑にしても田にしてもかなり収益性の異なる作物が作付可能でございまし、それから収益の導き出し方、あるいはその収益から地価に

応した価格がそこに出でてくる、こういうことになるという意味では、収益還元価格そのものを算定する技術上の困難等を考えますと、農業投資価格の中に農業収益というものがおのずから反映された価格がそこに実現するだろう、こういう考え方ではなかろうかと思います。

○竹本委員 事例はある程度あるようございますからそれでいいとして、しかしその場合でも、今までといふものは、結局農民から農民に移つた場合でも、確かにそれは当面農業を經營するという意味で買うのでしょうかけれども、なにそのうちにまた法も変わり世の中も変わるから、いまの何倍で売れるかもしれないという思惑なりあるいは見通しという要素が入っているとぼくは思うですね、いまの場合は、非常に山奥のどこをどう考へてもどうにもならぬという場合もあるでしょうが、しかし、それだってまたここへ道路が敷かれ急に宅地になる場合もあるだろうし、とにかく土地は値上がりするものだと、いう信念をみんなが持つてゐる。そういう意味で、農地が農民から農民へ農地として売られるのだといった場合でも、これはやっぱりプラスアルファの投機的要素といふか思惑的要素といいますか、そういう要素が入つてゐる。したがつて、農業投資価格というものを厳格に考えれば、やはり将来いわゆる半永久的といふか、永久的に農業をやるという場合とは少し違つたプラスアルファがあるじゃないかという点を一つ心配する。

それから、収益還元方式によらないでという、したがつて、そういう場合にはその辺の事例を見たりする場合には、いまのプラスアルファをみんな認めていかなければならぬという問題が出てくるのではないか。結局そういう点のプラスアルファをどう处置していくかれるつもりであるかという点をもうちょっと聞きたい。

それからもう一つは、今度具体的に農業投資価格といふものの基準は審議会にかかると言うのだけれども、土地評価を審議会でやる場合にも、何かその方程式といふか基準が要ると思うのです

ね。そういう基準といふものは、政令によるか通達によるか、何かお示しになるのであるかどうか。それから、示されるとするならばどういう示し方をされる用意であるか。その点を伺いたい。

○中橋政府委員 いまお話しのように、確かに農家と農家の間におきますところの農地の売買につけまして、プラスアルファ的な要素はあると思ふ。特に私どもが承知しました事例でも、たとえば農地が道路に収用されてしまって財源としては非常に高いものを得た農家がその代替地として農地を買つ場合というような場合には、そつとういうプラスアルファ的な価格といふのは確かにあります。しかし、今回の農業投資価格といふ等がその間に入りましてあせんをいたしておりますのは、純然と農家がその農業經營を拡張するという意味だけにおきまして取得しました場合、しかも大体今日の例で申しますと農業委員会に開いてもいゝないうな価格のようございます。したがつて、御心配のそういうプラスアルファの要素が入つておるものといふのは、できるだけ排除しなければならないと思っております。

それから、そういうものを見出するために、今後国税庁はもちろん国税局をいろいろ統一をとるためには指導いたさなければならぬと思っております。この相続税法を成立させていただければ一番早くそれを理由に、幾ら気張つてみてもつかまえどころがないのだ、そしてつかまえたやつとつかまえないやつとの間に非常な不公正がかえつてできる、だから富裕税といふのは困るのだ、あるいはそう簡単に踏み切れないのだということをおっしゃつているように私は受け取るわけであります。この点は大蔵大臣も主税局長も同じよう言つておられると思うのですけれども、しかし、この点については、昭和二十五年にやつたときにもすでに問題があつた。そしてまた、そのときにもすでにそれに対する対応の仕方をいろいろ頭のいいところで大蔵省は考えておる。それでどこが不十分なのかな? これがよくわからない。

たとえば、法人の株主または出資に関する各人別の調書及びその債務に関する債権者別の調書、次に、信託財産または信託の権利に関する受益者別の調書、次には、払い込み保険料または無尽掛金の各別調書、さらには預金、貯金、積み金、寄託金等の各別調書を毎年税務署長に提出

○竹本委員 農業生産法人に対する質問は以上で終りますから、農林省はもう結構です。若干時間がまだありますから、今度は向きを変えまして、富裕税の問題を少しそれではやりましょう。

非常に意欲的なものを感じた。その後も臣に質問をして、大臣は相当前向きの答弁をされました。非常に意欲的なものを感じました。その後も私、別の機会にその問題に触れたことがあります。が、大蔵大臣が大平さんにかわりまして、また私は早速この問題について質問をいたしたことがあります。そうしますと、大平さんの答弁並びに現主税局長の答弁はきわめて消極的である、あるいは否定的であるといふふうに思つてます。しかし、その言われるところをふさに検討してみますと、こもともな点も確かにあります。そういう意味で、もう少し具体的、実質的にひとつ質問をしてみたいと思うのです。

第一点は、富裕税については、執行上の困難性がある、不表現資産の把握が困難であるということを理由に、幾ら気張つてみてもつかまえどころがないのだ、そしてつかまえたやつとつかまえないやつとの間に非常な不公正がかえつてできる、だから富裕税といふのは困るのだ、あるいはそう簡単に踏み切れないのだということをおっしゃつているように私は受け取るわけであります。この点は大蔵大臣も主税局長も同じよう言つておられると思うのですけれども、しかし、この点については、昭和二十五年にやつたときにもすでに問題があつた。そしてまた、そのときにもすでにそれに対する対応の仕方をいろいろ頭のいいところで大蔵省は考えておる。それでどこが不十分なのかな? これがよくわからない。

以上の各点についてひとつ詳細に、わかりやすく、どうしても執行上の困難でできないのか、あるいは腹を決めてやる気になればできるんだ、やうな言い方をされるということははなはだ迷惑ですか。

三十条になつておつたと思うのですね。ありますから、その調査が出ないということを把握が困難だと言われるのか、あるいはもつとほかの調書もやらなければならぬのか、そこまでは手が回らぬという意味で執行上の困難性があるということを伺いたい。

ある。ここはどうですか。
○中橋政府委員 執行上の問題でございますから、もちろん仮にそういう税目を実施しなければならないという事態になりますれば、あらゆる努力を公正な執行の確保という点から考えてみなければならぬことはおっしゃるとおりでござります。ただ、そうしました場合にも、やはり執行上どの程度その公正さが円滑に実施、確保できるかという危惧を持つておりますので、執行上の難点としていろいろ申し上げたわけでございます。それで、確かにありますように、もろん過去におきましたとしても、いまお話しのように、調書というものができるだけ税務署が把握しやすい書といふものができるだけ税務署が把握しやすいような体制といふのをとりましたし、おそらくそういうことも、おっしゃいますような事態になれば必要になることはもちろんでございます。しかし、そのときにやはり一番問題になりますのは、いま御指摘になりましたように、一つは無記名の問題がござります。それで、無記名はもちろん預金もござりますけれども、無記名の債券もござりますから、預金といつしましては、いまの預金の総量の中で無記名預金というものの占める地位はそんなに高くなございませんから、むしろ問題はおっしゃいましたように、架空名義によりまして、これらいろいろなそいつた資産を保有されるという心配、これはあくまでも富裕税の問題に限りませんで、現にわれわれが前々から申し上げておりますように、今日の所得税におきましたが非常に悩んでおる問題でございます。これを一体どういうふうにすれば公正な真実の資産所有というものを把握できるか、その道を今後ともわれわれとして研究をしなければならないと思っております。確かに真実の所有者を発見するためには税務官吏をふやすことだけによりましては解決しない問題でございまして、これは制度の問題としまして、預金を受け入れる側、現実に預金をする側の、またそう

いたる総合的な制度としまして、なるべくはそつていう架空名義の存在を許さないというよつた方途を講じなければならないと思っております。
○中橋政府委員 確かにコンピューターと申しますのは、確かにコンピューターと申しますのはそれがやれるようにいろいろな配慮をしなければならぬ、こういう御答弁であったと思うのです。
○竹本委員 それから、コンピューターと申しますのはそれをコンピューターによつてできるだけ簡単に名寄せをすることが税務官署で行わるにによりまして、しかもいまお話しのように、調書をできるだけ正確に出してもらいました暁において、それをコンピューターによつてできるだけ書をできるだけ正確に出してもらいました暁において、それをコンピューターによつてできるだけ必要となるわけでございます。
○中橋政府委員 それには制裁も確かに一つの道でござりますけれども、制裁ではなかなかこついた問題は十分解明できないという悩みを私どもは持つております。今日の個人の所得税、法人税におきました大きな脱税というものがわかるということは、やはり裁判でございませんが、何らかの端緒からそつて、裏から言えども、政治的決定といふものは、技術的、事務的に見て、これは不可能なんだ、だから大きな手がかりでござりますから、制裁でもって十分の公正さを確保できるといふには、むしろその前提条件を固めることによりまして、それが大きなかつてござりますから、制裁でもって、あと一人というよつた段階になつて初めて裁判の威力が非常に効いてくるんだろうと思います。

そういういろいろなことを考えますれば、私どもがいま所得税で悩んでおる問題、そういうものがまさに富裕税におきましたが私どもの今後勉強しなければならない執行上の問題だといふうふうに理解していくのです。
○中橋政府委員 もちろん、そういう税目を創設するということについての御決定は、より高い御判断が必要でございます。ただ、私ども税制に参画いたしております者といたしますれば、新しい税目によってより大きな不公正が出ないという点について相当の確信が必要だといふことを一つ申し上げたいでござります。
○竹本委員 それから第二には、これは大蔵大臣からもお話をしましたように、なお今日、おっしゃいますように、社会的な不公平といふものについて今後われわれが努力しなければならないとするならば、二十五年ですでにやつたときに、それほど大きな矛盾が果たして出たのかどうか、その点について、どうかといふことが一つ。これが大事な点であります。
○中橋政府委員 それに関連していくならば、この前の富裕税、二十五年ですでにやつたときに、それほど大きな矛盾が果たして出たのかどうか、その点について、どうかといふことについて、非常に大きな矛盾が出たから五十年では絶対だめだといふ点をひとつ伺いたい。

○中橋政府委員 第一の点につきましては、もちろんおっしゃいますように、絶対的に不可能だといふふうに私は考へておるわけでございます。
○竹本委員 それから第二の点につきましては、これは具体的にあるいは総合的にそれをいまお答えする資料を持ち合わせておりますので非常に申しわけございませんけれども、たまたま私もその当時税務の第一線に、まだ非常に未然な段階でございまして、たれどもおりまして、非常にその執行につきまして苦労をしたという記憶がござります。たまたま私はその第一線がまた日本の中でもかなり資産

そういう問題で三木内閣なら三木内閣がこれをやるということになれば、政治的にそういうことが行われなければならぬあるいは行うという事態になれば、事務当局としてはできるだけ公正にそれ

がやれるようにいろいろな配慮をしなければならぬ、こういう御答弁であつたと思うのです。
○竹本委員 ということは、裏をひっくり返せば、技術的に富裕税といふものはできないんだという事務的に富裕税といふものはできないんだといふことで政治的ななぞういう動きあるいは政治的な決定をさせないとか、それはだめなんだとか、そういうことはないんだ。政治的に決定があれば、それに応じて事務当局としては、これは当然のことだと思うんだけれども、できるだけ公正にそれがやれるようにあらゆる努力をしなければならぬとやれるようにならねと、政治的決定といふものは、技術的、事務的に見て、これは不可能なんだ、だから不可能なことを幾ら開議といえども決めるわけにいかない、これほどのものではない、こういふふうに理解していくのです。

○中橋政府委員 もちろん、そういう税目を創設するということについての御決定は、より高い御判断が必要でございます。ただ、私ども税制に参画いたしております者といたしますれば、新しい税目によってより大きな不公平が出ないといふふうに理解していくのです。
○中橋政府委員 それから第三番目といたしますと、そういう富裕税といふものをつくりましたときに、財産に対する課税でござりますけれども、私どもはやはりこれは所得税の補完税たる地位を持つものだと思つております。そつしましたときに、一体いま

家が多い場所におったものでございますから、そこに入つていまして、表現しておる財産あるいは表現しがたい財産を税務職員が総合的に把握をするということについては、非常に苦労をしましたという思い出がござります。

それからまた、今日相続税につきましても評価という問題が非常にむずかしいことになつておりますけれども、それにもう少し富裕税は評価問題といふのがまたその上に一層加わるわけでござります。そういう点から私は、過去においての経験からしましても、かなりむずかしいなという印象を持つておることは確かでござります。

○竹本委員 困難性が多いということも私もわかります、しかし絶対にそれが不可能ではないと思いますが、その税務署の職員の苦労もよくわかりますよ。しかし同時に、職員が、財産税だというのでプライバシーを荒らすかのことくやつたというようなことで、ある面で行き過ぎがあつたかも知れぬ。そういう点に対する非難があるかもしれない。しかし、それは何も絶対的なものじやないので、指導の問題や心がけの問題で解決する要素も非常に多いんじやないかというふうに思うのです。

それに関連して、二十五年の場合には、それはその税務署の職員の苦労もよくわかりますよ。しかし同時に、職員が、財産税だというのでプライバシーを荒らすかのことくやつたというようなこと、ある面で行き過ぎがあつたかも知れぬ。そういう点に対する非難があるかもしれない。しかし、それは何も絶対的なものじやないので、指導の問題や心がけの問題で解決する要素も非常に多いんじやないかというふうに思うのです。

困难もあるけれども、第一に私が言いたいことは、もうまるで技術的、事務的にこれは不可能なんだといつて申し上げたい。

それから、この前私が質問したときに、主税局长は各国の例を引かれて、何も必ずしもインフレ対策として出てきたのじやない。それはおっしゃるとおりだ。また、所得税の補完という形で出てきたとか、ドイツでは五三%しか取つていなからちょうどいいんだとか、そういうよつないいろ御説明があつたのすけれども、その沿革の問題は別にして、いま言われておるような事務的な困難性というものは外国にだつてあるはず

だ。それが一体外国においては克服不可能なものとなつておるのか、あるいはこういうよつない形と

いうこといろいろ努力の結果困難性は克服され得るかという点について、それからイギリスはどうなつたかという点をちょっと伺いたいと思ひます。

○中橋政府委員 外国におきまして富裕税の実施をどの程度やつておるかということにつきましては、まだ私どももその程度について確たる自信はございません。ただ、その前提となりますのは、

やはり所得税につきまして前々から御指摘がござりますように、利子とか配当につきまして総合課税をやつておる外國でございます。そのためには、私が先ほど難点として申し上げましたいろいろのわが国特有の架空名義の問題といふものが外國においてはないようござりますし、何らかの意味におきまして納税者の同一人であるよう証明を金融機関が得るのも容易な制度があるようございます。そういうことから言いますと、かなりの財産につきましてはわが国が今日当面いたしておりますよつた執行上の難点といつてものもより少ない、かなりの程度少ないのじやないかという予測を持つております。しかしながら、この点につきましては、私どもも今後機会あるごとにもちろん勉強しなければならないと思っております。

それから、外国で富裕税を一番長くやっておりおきましては昨年の八月に、一九七六年でござりますから明年を目途に富裕税を創設することを公表いたしました。ただ、その前段階で、一體具体的には西ドイツでござりますけれども、英國に

おきましては、大蔵省だけございませんで、先ほど申しましたように、そういう預金とかあるいは株式投資を受け入れる機関、それから預金をする人、株式投資をする人、そういうものができるだけそういう方向に行くよつにシステムとして確立していくなければならないといつうふうに思つております。

基本的には申せば、私は、わが国におきますところの長い間の伝統でござります三文判というようなものがだんだん近代化されてくることが一つの大きな道ではないかと思つておりますけれども、それを一体どういうふうに制度的に確立するのか、一番容易であるのかといつうことは、私自身としては、今後十分そついた問題を検討いたしてみたいと思つております。

○竹本委員 そうしますと、ドイツもオーストリアもやつてゐる。イギリスも七年を目途にやる

という場合に、外國においても富裕税というものは捕捉の面で困難性はあるだらうけれども、その

困難性はわが国には特有の架空名義といつうよつなものがあるから程度が違うのではないか、こついう局長の御説明のようだ。

そうなりますと、やはりこの架空名義の問題に入つくるわけですけれども、これは予算委員会等でもいろいろ議論になりましたように、架空名義のものがあるので総合課税も実際はできないのだといつうよつな話、今度はまた富裕税も架空名義があるので技術的に不公平が出てきてどうにもならぬのだということになると、それでは大蔵省としては、一体、架空名義といつものに対していつまでにどういう解決をしようとするのかといつことがより大きな前提条件になると思うのです。そ

の点はどういうことになるのですか。

○中橋政府委員 私ども今回の租税特別措置法の中、利子配当につきましての源泉分離選択課税制度をお五年間延長していただくことを予定いたしております。その間におきましても、いま御指摘の問題については実は十分議論をし、できるだけその打開策を見出したいといつふうに思つております。

そのためでござりますけれども、これはもちろん大蔵省全体が考えなければなりませんし、また大蔵省だけございませんで、先ほど申しましたように、そういう預金とかあるいは株式投資を受けるだけの努力を払いまして、そういう道を実現いた

たいと思つております。ただ、そのためには、やはりいろいろな方途を考えますこと、それからその方途に合う、たとえばコンピューターのシステムが一体どういうふうに可能なのかといつだけの努力を払いまして、そういう架空名義

でできないかも知れないといつう含みのあるよつな御答弁のようにも聞こえるが、いずれにしても、念のため伺いますが、その架空名義その他の問題は、五年間猶予期間を延長した間に解決ができるだけ自信ありやといつ点はどうです。

○中橋政府委員 私どもいたしますれば、でき

るだけの努力を払いまして、そういう道を実現いた

たいと思つております。ただ、そのためには、やはりいろいろな方途を考えますこと、それから

その方途に合う、たとえばコンピューターのシ

ステムが一体どういうふうに可能なのかといつだけの努力を傾注いたしまして、そういう架空名義

の他の問題を解決して総合課税の道を一日も早く実現いたしたいと思つております。

○竹本委員 これはやはり大臣にでも詰めるべき問題だと思いますから、これ以上申しませんが、やはり五年間猶予するというならば、だらだらと無原則に五年間猶予するということではなくて、五年間にあらゆるそういう技術的な困難も克服して、税のあり方をより正常なものにするという御決意でなければ、せつかくの五年間がちょっと意味をなさぬといつふうに思ひますから、この点は強く要請をいたしております。

次に、富裕税と相続税、所得税の問題を先ほど決意でなければ、せつかくの五年間がちょっと意味をなさぬといつふうに思ひますから、この点は強く要請をいたしております。

次に、富裕税と相続税、所得税の問題を先ほど組み合わせて考えるのが常識ではないかといつうなお考えもあるのではないかと思つのですけれども、私は、それは確かに相続税も富裕税も同じ

ようには一定の財産にかける税金であるし、どちらもある意味において富の偏在なり富の不平等化というものを是正することを目的としておるという点においては同じようなものだ。したがつて、富裕税と相続税との間に何らかの全体的な調整といふものがなければならぬ、こういうふうにおつしやるのは、その限りにおいてよく理解ができます。

しかし、その相続税のあり方なり相続税の改正というものと、それから富裕税の創設といつものが全く同時に同じ方向へ全部行かなければならぬというふうに考えるべきか、あるいは別々に考えて別々に対処ができる問題であるかということについてこれからひとつ御意見を承りたいのだけれども、私の考えでは、同じような税であることは確かにそのとおり、したがつて全体的な調整ということが必要であることもおつしやるとおり、しかし、しかしですよ、これからが大事なんだ。富裕税の税金というものは、いわば静的、静かな、静態の財産税である。相続税は動くときの、死んで動いて財産が引き継がれるという場合の動的な財産税である。したがつて、同じものを対象としておるようであるけれども、ねらいが違う。一方は静的な財産税である、一方は動的な財産税である。したがつて、根本の性格が違う点もあるんだ。ということに着目をすれば、相続税を引き下げるだけは富裕税は新設ができないとか、相続税との調整をやらなければ富裕税の新設はできないとかいうような点を余り強調されるというのは、二つの税の本質的な性格が違うという点を見落としておるということになりはしないか。

それから、これはあとで申し上げますけれども、先ほど来申しますインフレ過程におけるストック面における国民の分配の不平等化ということが非常に重大な問題になつてきておる。どうもこの点は、目減り補償の問題を聞いてみても、大蔵省の態度はきわめてなまぬるいのが残念に思ひますが、しかし、現実に不公平が出てきているんだから、そのストック面における不公平を直すという

ことの使命を帯びた富裕税、その富裕税は動的な財産税ではなくて、静的な財産税として特別の、別の任務を背負つていくんだ。

一方から言えば、現在は相続や贈与による財産の移転がない限り、静的財産の不公正の拡大といふものについては打つ手がないというところに問題がある。打つ手がない、相続がある以外は相続税の発動はないのですから。その相続にいく前に、ここに所得があつてここで相続する。その長い間の過程で、ここにインフレの大きな山がある。そこのインフレの山でストック面における不公正が大きくなつた。しかし、おまえが死んでくれるまでは、死んでくれても相続税で全部再分配ができるかどうかは別として、いまの税の立て方から言えば、所得があつて相続がある、その長い過程の間において、インフレ過程でどんなに不公正ができるかも、死んでもらつか、生前贈与をやつしてもらつか、以外には不公正を直すチャンスがない。チャンスがないということに問題がある。

そういう意味から言つて、本質的に静的財産税か動的財産税かという点、それから現在においてはいかにインフレで不公正がストック面にできても、死ぬかどうか、それ以外には手がないのだけは相続税の関係をちよつと言つてください」と呼ぶ)そういうよさな問題も合わせて考えて考えなければならないと思つておりますが、いかがですか。

○中橋政府委員 富裕税を考えます場合に、確かにおつしやいますように、同じ財産というものを年々課税いたしますか、相続の段階で課税いたしますかということでございますから、相続税の開連も考へなければならぬことは確かでございます。私はむしろ、富裕税は所得税との関係の方の御答弁だつたけれども、それは相続税との関係が消んでから本格的にやりますから、私は相続税の方を聞いておるのだ。

○竹本委員 いま言つておるのは、所得税との関連をやらないことは確かにございます。私はむしろ、富裕税は相続税よりは所得税との関連を考慮すべきではないかと思います。その形で毎年把握するのがその税金の目的ではあるのではないか、あるいは必要があるではないか。その場合に、あなたが言われるよう、所得税との関連を考えておる場合に、あなたが言われるよう、所得があつて相続があるまでは、どんなにここで、インフレで社会的な不公正があつてもいまは打つ手がないじゃないか。それに対して、経常的な財産税として富裕税というものを考へる余地があるのではないか、あるいは必要があるではないか。ある場合はやはり、もちろんその税率にもよりますが、相続税があるのだから富裕税を考えてはならぬ

いうのはいつも考えなければならないと思っております。

現にわが国におきましたても、昭和二十五年に富裕税を創設いたしましたときは、所得税の最高税率は五五%でございました。それから、二十八年に富裕税を廃止しましたときには、それとの関連で所得税の最高税率を六五%に引き上げました。西ドイツにおきましては財産税がありまして、所得税の最高税率は、先ほどおつしやいましたように、つい最近まで五三%でございましたが、今度五六%になりましたけれども、かなり低い段階に押さええておるということはございます。英國につきまして、それは一体あの高い英國の所得税の最高税率を今度どういうふうにするかと云うのはまだ明らかにされません。

しかし、いずれにしましても、私はやはり富裕税と所得税の最高税率の問題というのはどうしても一遍考えなければならない問題だと思っておりますが、そうしましたときに、一体、今日わが国における所得税の最高税率というのはその程度まで下げるのがいいかどうか、その方が……(竹本委員「所得税はあとでやりますから、いまは相続税の関係をちよつと言つてください」と呼ぶ)そういうよさな問題も合わせて考えて考えなければならないと思つております。

○中橋政府委員 相続税が所得税のいわば最終の清算と申しますか、そういう意味におきましては、非常に関連をいたしておることは事実でございます。それで、富裕税を考えますときに、おつしやいますように、財産を課税標準といたしますから、相続税を非常に関連づけてお話をなさいましたけれども、私はむしろ竹本委員のおつしやる静的な相続税という意味におきましては、所得税との関連を考へなければならぬという気が非常にします。

○竹本委員 いたしましては、所得税との関連はない、こう理解していいですか。

○中橋政府委員 それは私は前々から申し上げております。

○竹本委員 所得税との関連を考えなければならぬということで、相続税との関連を余り大きく見るのはない、こう理解していいですか。

○中橋政府委員 それは私は前々から申し上げております。

○竹本委員 それでは、いいですか、執行上の困難ということでおかしいです。

それから、いまのようないんフレの不公正があるときにはわれわれはまた別の角度から富裕税を考えると言つておるときに、それは考へることができるないというのもおかしい。と言う理由は、いまの不公正の問題もあるし、それから税の本質から考へて、相続税は動的財産税ですよ、御存じのよう。それから富裕税は静的な財産税であるから、同じような財産にかける税金だけれども、税の性格が違つじやないか、違うんだから片一方はどうとかだから、片一方は動いちやならぬようなることを考へるのは二つ同じに考え過ぎる。別の性格と別の使命がある。そしてここに社会的なインフレ不公正の是正という別の必要が出てきたんだから、これを考へる余地があるではないか。すなはち、経常的財産税として、所得税と相続税との間ににおける矛盾と云いますか不公正を富裕税といふ形で調整するのも一つの方法であると思うが、どうですか。所得税の問題は後からやりますから、その点だけ聞きたいんです。

が一つ。第二段で私が言つたのは、相続税との関係においては、私は関係があなたよりはもつてあると思うんだけれども、しかしあなたの説によれば、所得税との関係の方が大きいんだ、したがって、相続税との関係において、これを特にやるべしとも言わぬが、やつてはならぬとも言わないということですね。

そこで、第三番目に所得税との関係について少

しお考えを承りたいと思う。

これは日本の、二十五年の富裕税をつくったときにも、おっしゃるようくに、所得税の補完税として生まれたというのが沿革的には正しい理解であろうと思うし、それから所得税が高い累進になっているものだから脱税も多い。それで、脱税でたまたまやつに財産税でこうか、こういうような考え方方も税務当局としてはあつたかもしれない。いずれにしても、税の性質、性格というものは所得税の補完税であったとすることがわかります。それから、いまお話をありましたドイツの場合等についても、やはりそういう考え方があつたのではないかと私も思います。

そこでまた、問題は、やはり先ほどの相続税と同じにインフレとの関係になりますが、所得税は所得税の任務と使命がある。それから富裕税には富裕税の、特に私ども考えている富裕税の重大な社会的使命というものは、このインフレ過程におけるストック面の不公正のは正といふことが根本だ、これは直さなければいかぬ。そこで、日本の政治がフローの問題とストックの問題について、大体われわれもそうだけれども、フローのことばかりやかましく言うけれども、ストックのあり方については從来日本の政治というものが全体として関心がちよつと少なかつたと思うんですよ。税制面もやはりそうだ。社会全体の空気のあらわれですから税制面だけがよくなれと言つてもそれは無理だということともわかりますが、しかし最近においてはインフレも激しくなりました関係もあって、ストック面における不公正ということが

学者、評論家を初めとして非常に大きく打ち出されてきておる、こう思ふんですね。それを税の面でどういうふうに取り組んでいくかというのを、いまの一一番大きな問題だと思うのです。
すなわち、これも先ほど、静的財産税と動的財産税ということで相続税と富裕税とは性格が違つと言つたけれども、今度は所得税といふものの方なり性格なりといふのを考えてみた場合に、過去の富裕税あるいは所得税の補完といふような問題だけからこの問題を見ないで、現在一番必要なものはいまのストック面における不公正なんだ。そこで所得税は所得税の側から、富裕税は富裕税の側から、すなわち、所得の面から、ストックの面から、両方から税といふものに一つの大きな政治的といふか社会的な富の再分配といふがあるのは分配のできるだけの公正化をはかる。そういう一つの使命があるとすれば、その使命を何も所得税だけで全部果たすということに考え方でもいいんじゃないか。所得税には所得税の使命があるが、同時に、その使命を果たせる限界がある。そこで全く別の発想で、同じじよくな使命を別の角度からとらえ得る富裕税といふものを考えるべきではないか。

今度のイギリスの場合には、御承知のように所得税も上げる、同時に富裕税もかけるということになるんですね。そういう点で、これはイギリスの発想というものはまる切り違う。すなわち、ドイツの場合には確かに所得税の補完ということで富裕税が考えられなければ、イギリスの場合には今度の考え方では、私も正確なことはまだわからぬが、伝えられるところによれば、税も三%か上げる。しかし同時に、富裕税も七千万円ぐらい持つておれば、十万ポンドかそれ以上にはかける。これは矛盾が拡大再生産されるということではなくて、所得税によって所得の再分配をやる面と、トック面におけるインフレ過程の不公正を正すと、いう意味で富裕税といふものを考えておる、こういうふうに理解すべきだと思うんですね。

だから、イギリスのまねをしろということを中心におっしゃるわけでもありませんけれども、税の使命がそれであるし、その使命を果たせる限界があるし、そして現在においてはインフレ過程、社会的創設するということが必要ではないか、こういうことを言つているのです。いかがですか。

○中橋政府委員 富裕税の存在意義という的是不公平が特にストックの面で非常に大きくなつておるんだから、その不公平を是正する、そういう角度からの再分配を考えることのできる富裕税を対する公平税と、それからストックに対する所得税という意味におきましての富裕税というのが相補いまして、公正を確保しようつというねらいから出ておるということございます。もちろんその場合に、それでは仮にそういうことを行いました場合には、いわゆる累進度というのをどの程度に設けるべきであるのかというのが基本的にございまますから、そのときに私は、やはりそこで改めて両方の税のもたらす累進度というのが一体適正なのかどうかということを考えなければならぬといふ意味で申し上げたのでございまして、英國はわが国と比べてだけでございませんで、世界的にもいま非常に所得税率の高い国でございます。それがまた一つの英國の持つておる社会制度というのが背景になつておると思いますから、もちろんその中で累進度をより高めるという意味におきまして、新しい富裕税にどういうふうな税率を盛り込むか、あるいは所得税の税率はどういうふうな調整をするのかしないのかというのは、またそれがまた一つの英國の持つておる社会制度といふのを理解しておられる方には、一度は避けがたい問題であるということだけを申し上げたいのでござります。

○竹本委員 わが国におきましても、もちろん何も私は必ず昭和二十五年のときの最高税率のもとに戻さなければならないということは申し上げておりませんけれども、やはりそのことは富裕税ということになると考へる場合にはどうしても一度は避けがたい問題であるということだけを申し上げたいのでござります。

に相続税にしてもあるいは所得税にしても累進の税率をあるいは最高の税率を、富裕税を創設する場合に絶対に動かしてはならぬとか、そんなことを言っているんじゃないのです。むしろ逆に、それは調整をどうしてもしなければならぬという問題があるかもしれません。あるならばそれは調整すればいい、調整した上で富裕税を創設するということに踏み切ればいいので、その問題で限界があるとか最高のところが過ぎるからこちらの富裕税を絶対つくっちゃいかぬ、考えちゃいかぬということは少し誇大広告になるじゃないか。やはりこちらで調整すべきものがあるとするなら調整されたらよろしい。しかし、そのことを理由に、所得税の最高税率が日本では特に高いから富裕税なんというものは考える余地がないというのは非常な行き過ぎであるということを私は言つてはいる。まあ御理解もいただいておるようですから、この上時間もありませんからやめますが、一つだけまだ伺わなければならぬ。

これはこの間私が言いましたけれども、いま私どもが特に富裕税ということを言つるのは、ストック面における分配の不公正がインフレ過程において特に激しくなった、大きくなつた、それをとらえるための富裕税を考えたらどうかということを言つてゐるのですが、イギリスが今度富裕税を考えに至つたのは、一%の人々で三〇%の富を独占している、この矛盾が大きいのだということが、労働党であるからといふこともあるかもしませんが、イギリスがこれを取り上げた一つの大きな理由だと私は思うのですね。そうすれば、日本が富裕税を考えるべきか考へるべきでないかということの前提として、最近における日本の富の分配というものは偏在し、不公平が大きくなつてゐるかいなかということが重大な問題だと思うのですが、それが最近のインフレ過程において、今度は同じ一%

Page 10 of 10

の人々がその何倍かの富を独占していることになる、こんなに分配の不公正が大きくなつた、矛盾が大きくなつたという統計の数字を持つておられるかということです。

○中橋政府委員 これは前にもお答えをいたしましたが、現在私どもは、たとえばわが国民の中で何%の人がどれくらいの富を占有しているかといふ数字は、申しわけございませんが持つておられません。前にもお答えをしましておしかりを受けましたが、相続税の課税上からは、そういう相続税を課税された人の中でも、一体何%の人が課税された相続財産の中でどれくらいを持っておるのかというようなことは言えるわけでございます。たとえば、四十八年におきまして一・六%の人が一五・六%の課税資産額を持つておつたという数字、それに類した数字は持つておりますが、英のアルペーバーでございましたかに示されたよろな数字というのは現在持つております。それは英國で一体どういう推計をやつたかといたことを確かめてみました。確たるお話をございませんで、いろいろな税務当局の数字をもつてつくつたよでございます。

なお、私どももそういう面ももちろん勉強をやらなければなりませんし、わが国の財産構成といふのが、だんだんやはり富が全体的にふえればふえるほどいま御指摘のような傾向というのは生じてまいりうと思ひますから、そういう面の勉強も今後はやらなければならぬと思つております。

○竹本委員 相続税の例を言われるわけなんだけれども、私が聞いているのは資産のことを聞いているので、財産構成のことを聞いているのだから、相続税も一つの目安にはなる、それはわかりますが、しかし、結局いま一番大きなことは、財産構成、富の分配においてインフレ過程でどんなに大きな矛盾ができたかということをわれわれは知りたいし、それを直すために富裕税が必要であるとかないとかいう問題を論議しなければならぬと思うのですね。だから、そついう意味で前提条件だ

の人がその何倍かの富を独占していることになるかと云ふことです。

○中橋政府委員 これは前にもお答えをいたしましたが、現在私どもは、たとえばわが国民の中で何%の人がどれくらいの富を占有しているかといふ数字は、申しわけございませんが持つておりま

したが、前にもお答えをしましておしかりを受けましたが、相続税の課税上からは、そういう相続税を課税された人の中でも、一体何%の人が課税された相続財産の中でどれくらいを持っておるのかといふことは言えるわけでございます。

たとえば、四十八年におきまして一・六%の人が一五・六%の課税資産額を持つておつたかといたことを確かめてみました。確たるお話をございませんで、いろいろな税務当局の数字をもつてつくつたよでございます。

それでは英國で一体どういう推計をやつたかといたことを確かめてみました。確たるお話をございませんで、いろいろな税務当局の数字をもつてつくつたよでございます。

そこで、私はこの前も申し上げたんだけれども、データがないということなんだ。これは大変だ、このインフレ過程で富の分配は不公平になるぞと思うなら、どうのくらい不公平になつておるかといふことに常に関心を持たないといふばかなことはない。データがないということは問題意識がないということだ。

したがつて、これはやはり問題意識を持つてもらつて、調査をして——なかなかめんどくさうだとうこともわかりますが、しかしやらなければ

しようがない。一遍はやらなければ、仮に富裕税を新設、創設するにしても、あるいはしないにしても、する必要がないということではないといふならば、その根拠をやはり示してもらわなければ

いかぬ。そういう意味で、あらゆる議論の前提になるんだから、できるだけ早い機会に科学的なデータを一応出してもらつて、特にそれは昭和二十五年と

だから、できるだけ早い機会に科学的なデータを一応出してもらつて、特にそれは昭和二十五年と今まで言つたら昭和五十年との間ににおける富の分配、財産構成がどんなふうに変わつておるかといふところが問題だと思うのです。そういう新しい

問題意識で、そういう二つの比較ができるデータを出してもらいたいと思いますが、その用意、その可能性、その誠意ありや否や。

○中橋政府委員 この点につきましては、前回も申し上げましたけれども、残念ながら税務当局にはもちろんのこと、そういった資料に当たるものはないといつた道が可能であるかといふのも、はわが国にはないわけでございます。それをおつしやいますように科学的に調査しなければならないことがありますと、それ相應の権限を与えてくださいんだとか、これがあるからとかいうことがありませんから、結論だけ申し上げますが、これは目的や性格や主体がまるきり違つたのだから、これまで富裕税と固定資産税を妙に絡めて、これがまた必ず問題になると想ひますので、時間がありませんから結論だけ申し上げますが、これが目的や性格や主体がまるきり違つたのだから、

以上、二点について伺つて質問を終わります。

○中橋政府委員 仮に富裕税を設けましたとき

に、一体どのくらいの税収になるかといふことでございますが、もちろん私どもは具体的に計算を

したことはございません。ただ、ドイツなんかの

例で申しますと、ドイツの国税収入のうちで約

から、これは大蔵省としてはどうしても調べ上げてもらわなければならぬと思うのですね。そうしないと議論ができないじゃないか。われわれが分配の不公正だと言つても、いや分配は公正になつたという一言で、お互に議論ができない、データがないんだから。

そこで、私はこの前も申し上げたんだけれども、データがないことなどなんだ。これは大変だ、このインフレ過程で富の分配は不公平になるぞと思うなら、どうのくらい不公平になつておるかといふことに常に關心を持たないといふばかなことはない。データがないということは問題意識がないということだ。

したがつて、これはやはり問題意識を持つてもらつて、調査をして——なかなかめんどくさうだとうこともわかりますが、しかしやらなければ

しようがない。一遍はやらなければ、仮に富裕税を新設、創設するにしても、あるいはしないにしても、する必要がないということではないといふならば、その根拠をやはり示してもらわなければ

いかぬ。そういう意味で、あらゆる議論の前提になるんだから、できるだけ早い機会に科学的なデータを一応出してもらつて、特にそれは昭和二十五年と

だから、できるだけ早い機会に科学的なデータを一応出してもらつて、特にそれは昭和二十五年と今まで言つたら昭和五十年との間ににおける富の分配、財産構成がどんなふうに変わつておるかといふところが問題だと思うのです。そういう新しい

問題意識で、そういう二つの比較ができるデータを出してもらいたいと思いますが、その用意、その可能性、その誠意ありや否や。

○中橋政府委員 この点につきましては、前回も申し上げましたけれども、残念ながら税務当局にはもちろんのこと、そういった資料に当たるもの

はないといつた道が可能であるかといふのも、はわが国にはないわけでございます。それをおつしやいますように科学的に調査しなければならないことがありますと、それ相應の権限を与えてくださいんだとか、これがあるからとかいう

ことがありませんから、結論だけ申し上げますが、これが目的や性格や主体がまるきり違つたのだから、

以上、二点について伺つて質問を終わります。

○中橋政府委員 仮に富裕税を設けましたとき

に、一体どのくらいの税収になるかといふことでございますが、もちろん私どもは具体的に計算を

したことはございません。ただ、ドイツなんかの

例で申しますと、ドイツの国税収入のうちで約

一・八%ぐらいをこの税であげておるということをございますし、やはり税の性格から申せば、そんなどきなウエートをこれに期待するのではなくて、むしろ富裕税というものをつぶしてしまっておるといふことがあります。

それから、税制調査会との関係でございますけれども、もちろん税制調査会でもいろいろ御議論が出ております。ただ、今日までの議論を顧みてみると、むしろ私もがお答えをいたしておりますように、もつといまの所得税の制度を總合課税に、せつかくある制度でござりますから仕上げることに努力をすべきでないかというのが、有力な意見でございます。そこで言われておりますのは、今日のいろいろな特例制度というものをまず整理をする、こういうことで所得税の純化といふことに真っ先に取り組むべきではないかというような御議論がござります。今日までの国会におきます御議論もござりますので、改めて富裕税ということを語るかは、今後検討さしていただきたいと思ひますけれども、議論としてはいただきたいと思いますけれども、調査会は取り組んでこられたようでございます。

○竹本委員 質問を終わりたいのだけども、もう一言つけ加えておきます。

ぱくは税調のあり方、動かし方についても注

がるのでありますよ。これは大蔵省がやろうと思うこ

としの税制改正の要綱を大体つくつて、それをた

だ飾りをつけるためにデコレーションみたいな意

味で税調にかけて、大蔵省が考えたものあるいは

自民党で最終的に決まったものがそのまま出てくる。

そんな税調は何の役にも立たぬのです。て

んぶらなべみたいなものだ。こんなものでは意味

がないし、政府の責任の隠れみに使って、税調

がどうだということを逃げる。そういう税調もおかしい。やはり税調といふのは税制調査会なんだから、日本の税制はどうあるべきか、インフレ過程において社会的な不公正がどんなに激化した

か、それについて税はいかなる対応をやるべきか、やるべきでないか、そういうことこそ根本問題じやないか。その根本問題をなぜ詰問しないかと

いうことなのです。だから、私は、所得税の総合課税に忙しくて手が回らぬというなら人数をふやしてもいい。いまおつしやつた所得税の新しい見直しも必要です。そのことを私はどうこう言うのじやない。しかしながら、今日一番大きな緊急の課題に税が対応するにはどうすればいいかということについて、税調に詰問しないということと自体が私はわからない。

そういう意味を含めて、これは大臣にもまた意見を述べるにいたしましたが、ひとつ主税局長の方においても、税調というものをもう少し前向きに建設的に動かしてもらいたい。要望を申し上げて、私の質問を終わります。

○上村委員長

藤田高敏君

○藤田委員 所得税、法人税あるいは租税特別措

置等々について若干の質問をいたしたいと思いま

すが、きょうは主として所得税といつことでやり

たいと思います。ただ、所得税に関連をする部分

については、当然のこととして触れたいと思いま

す。

まず第一の質問は、昨今のよつた非常なインフレにおいて、所得税それ自身に限定をして考える場合に、今回の税制改正を通じて昨年度と比較をして少なくとも増税にはならない、そういう最低の条件を満たすためには、物価調整の減税部 分については十分な配慮がなされてしかるべきである。そういう観点から申しますと、今回の税制改正において物価調整減税額と見られるものはどの程度の条件を満たすためには、物価調整の減税額では、これは実質的に増税になるのではないか。と申しますのは、これは実際にはどの程度のアップ率を見込めるを得なくなつたかという数字と、それに見合う金額を出してもらいたいと思うのですが、後でも触れます。私の試算でいえば、当初見積もり九・六%の一千一百六十億に対応するものは、非常にラフな数字として五、六千億以上になるのじやないかといふふうに思うわけですが、その関係を明確にしてもらいたいと思うのです。

○中橋委員 先ほど申しましたのは当初の見積もりでございまして、実績としまして私どもが計算をいたしましたところを申し上げますと、消費者物価は二二・〇上昇するということござい

ます。それに対応いたしまして、いわゆる物価調整減税所要額は六千八十億円でござります。それ

で先ほど、私が当初に一兆四千五百億円の所得税減税と申しましたが、その部分も上台が大きく

なったものでござりまするから、実績見込みとい

たしましては約一兆七千六百億円になつたとい

うふうに計算をいたしております。

○中橋委員 いわゆる物価調整減税としまし

て本年度必要な額といいますのは、算定したとこ

ろによりますと四千三百五十億円でござります。その中で、昨年の大幅な所得税の改正がございまして、平年度化で三千四百九十億円これに充て得る

ことができますので、差し引き八百六十億円が本

額であるといふうに算出されるわけでございま

す。

それから第二のお尋ねの、昨年度におきますところの所得税の減税を考えましたときには、消費

者物価は九・六%上昇するということで一兆四千

五百億円の所得税改正を行いましたが、その中で

いま申しました物価調整減税所要額に当たります

ものは二千二百六十億円でござります。

○藤田委員 いま答弁があつたように、昨年度の

当初見積もりにおいて物価のアップ分が九・

六%、それに対応する数字として二千二百六十億

ということですが、その後一年間の物価上昇の実

態を見た場合に、いま説明のありましたことしの

物価調整減税額では、これは実質的に増税になる

のではないか。と申しますのは、これは実際には

どの程度のアップ率を見込めるを得なくなつた

かという数字と、それに見合う金額を出してもら

いたいと思うのですが、後でも触れます。私の

試算でいえば、当初見積もり九・六%の一千一百

六十億に対応するものは、非常にラフな数字とし

て五、六千億以上になるのじやないかといふふう

に思うわけですが、その関係を明確にしてもら

いたいと思うのです。

○中橋委員 先ほど申しましたのは当初の見

積もりでございまして、実績としまして私どもが

計算をいたしましたところを申し上げますと、消

費者物価は二二・〇上昇するということござい

ます。それに対応いたしまして、いわゆる物価調

整減税所要額は六千八十億円でござります。それ

で先ほど、私が当初に一兆四千五百億円の所得

税額は何千億と見込んでいたか、そのことについ

てまずお尋ねをいたしました。

そのことに關係をして、昨年の当初見積もりに

おいて物価上昇率を何%と見て、それに相当する

程度のものであるか、そのことが第一点。

そこで、質問の関連からいって、課税最低限の

問題に触れたいと思いますが、私は課税最低限

を決める基準には税制調査会の答申では算はござ

いませんが、幾つかの基準があるだろう、条件が

あるだろう。その条件は、人によつてどこにウエー

トを置くかということについてはいろいろ見解の違いがありましても、幾つかの条件の中で、あえて言えば最低生活費を上回る条件とは何かと言えは、それは貯金をする条件とは何れも最低生活費を上回ることになるだろう。そのため一つの目安として課税最低限を決めたうかという見方ですね。ある一つの条件としては、マーケットバースケット方式による基準生計費を基礎として、あすへの労働力の再生産を確保する。そういう条件はどういう基準になるだろうというようなもの、あるいは家計調査費あるいは全所得者の半分以上ぐらいの階層のところを一つの目安として課税最低限を決めるべきではないかというよう見方があると思いますが、私はいま申し上げた中で、やはり最低生活費を決定した主たる条件といつもの何なのか、この点についての説明を求めたいと思います。

○中橋政府委員 課税最低限を決めます場合に、おっしゃいますように非常に大きな要素として考えておりまして、いわゆる基準的な生計費がどの程度であるかということです。これは約十年くらい前には非常にぎりぎりとしました、いわゆるマーケットバースケット方式によりますところの生計費を算定いたしまして、それを頭に置きながら課税最低限を決めたわけですが、それよりも上回ったところの、いわばゆとりのある課税最低限というのを実現し得たと私は思っております。その後におきましては、もちろん、たとえば人事院の調査によりますところの標準生計費でござりますると、おむね二〇〇%程度ということになりますので、この人事院の調査によります標準生計費のところの勤労者世帯の平均的エンゲル係数は、総理府の家計調査によりますと、おむね二〇〇%程度ということになりますので、改正案によりますところの百八十三万円というものにこの三割を掛けてみますと、約五十五万円ということになります。それからまた、昨年度におきますところの課

上昇が一体どの程度になるかというようなことかは、どうかという見方ですね。ある一つの条件としては、マーケットバースケット方式による基準生計費を基礎として、あすへの労働力の再生産を確保する。そういう条件はどういう基準になるだろう、それは全所得者の半分以上ぐらいの階層のところを一つの目安として課税最低限を決めるべきではないかというよう見方があると思いますが、そのあたりを一つの目安として課税最低限を決めたうかという見方ですね。ある一つの条件としては、マーケットバースケット方式による基準生計費を基礎として、あすへの労働力の再生産を確保する。そういう条件はどういう基準になるだろう、それは貯金をする条件と何れも最低生活費を上回ることになるだろう。

○藤田委員 この百八十三万の課税最低限で、いわゆる標準世帯と言われる四人家族で言えば、どのようなふうな点も一つの要素でござりますが、そういうことも勘案しながら課税最低限を考えたわけでございます。
○中橋政府委員 たとえば夫婦子供二人の給与所得者で、現在課税最低限は百八十三万円になるよう改定いたします。これが標準世帯と言われる四人家族で申しますと、月額で申しますと、四十九年におきましてはその生計費として計上せられておりますのが月十万五千四百十円でございます。それに對しまして、課税最低限を月額に換算いたしますと十二万五千五百九十五円ということになってしまいます。それがさらに今回の改定で五十年分につきましては、課税最低限を月額に換算いたしますと十五万二千五百六十四円ということになります。それから三年たちました以後は、かなりそれよりも上回ったところの、いわばゆとりのある課税最低限というのを実現し得たと私は思っております。その後におきましては、もちろん、たとえば人事院の調査によりますところの標準生計費でござりますると、おむね二〇〇%程度ということになりますので、この人事院の調査によります標準生計費のところの勤労者世帯の平均的エンゲル係数は、総理府の家計調査によりますと、おむね二〇〇%程度ということになりますので、改正案によりますところの百八十三万円というものにこの三割を掛けてみますと、約五十五万円ということになります。

○藤田委員 何となく数字を羅列されましたけれども、私は自身が質問をしておる問題点とはきわめてピント外れであります。いま總理府統計なりあるいは労働省の調査で、仮にエンゲル係数は三〇%として、これだけ経済大国と言われておるわが国のことですし、課税最低限は世界一になつたのだ、こう言って大ぶろしきを広げている手前、エンゲル係数はどれくらいなんだ、労働者の生活水準はどれくらいなんだということになれば、これはやはりエンゲル係数は三〇%程度ということを言わなければ表向きはかつこうがつかないからそう言つていると私は思うのです。たまたま局長が言つておられるようにエンゲル係数三〇%で食費の計算をすると、一人当たり一日の食費でもいいですかから、どれくらいになると思いますか。年間五十五万で四人家族の世帯で一日のエンゲル係数三〇%と言つたんだから、それでいつたらどれくらいになりますか。それが課税最低限の世界一だといふ中身を教えてください。

○中橋政府委員 私の計算からいくとエンゲル係数五〇%、これは人間の生活じゃない。五〇%として食費が一人当たり五百円ぐらいいな計算にしかならないのですね。ちょっと計算してください。あなたは三〇%で五十五万と言つたんだから、四人家族で一日の計算をしてみてください。

○中橋政府委員 私が申しました約五十五万円で、四人で一日千五百円になります。

○藤田委員 そうでしょう。一人で一日どれくらいになりますか。

○中橋政府委員 四百円弱でございます。

○藤田委員 そうでしょう。私はそこを聞きたいのですね。先ほど冒頭の局長の説明では、この課税最低限というものは生活にもよどりができてきたものと考へております、こういう言い方であつた。どうですか。私は生活実感、生活実態の中からこれは訴えたいと思うのですが、私らは議員宿舎で生活をしておる。朝、議員宿舎で飯を食つてくる。昼と晩は大体この食堂で飯を食つ。ここ

の食堂でもどうでしょうかね。いま言つたように一人当たり四百円でどれだけのものが食べられま

すか。一食じゃないですか。これはぜいたくでも何でもない、労働力の再生産を確保していくという観点からいへば。この中央食堂で本当に二百円ずつでやつたつて六百円でしよう。いま課税最低限の百八十三万で、エンゲル係数三〇%とあなたが主張されるのだから、それであなたらの言われるところに計算したら一日四百円の計算にしかなりません。そういうところへ税金をかけるかかけられない。そういうところへ税金をかけるかかけられないかの基準を置いて、そうしてこれが世界的な水準だなんていうことは、果たして国民の政治常識として通るのかどうか、ここを私は聞きたいと思うのです。

○中橋政府委員 そういうお話をになりますと、また十年前のマーケットバースケット方式によりますところのいわゆる基準生計費というものが一体どうかというふうな論争もやってみて、チェックをした経験がござります。私が申しますのは、だんだん国民の生活水準も上がつてしまつたから、もちろん家計の水準というのも高くなつておると思います。そういうより豊かになつてしまつましたものを全部それでは所得税の課税最低限でカバーしなければならないかということになりますれば、やはりそこには基準的な生計費というものを算定しまして、それをカバーするかどうかというふうなことがぜひとも必要になるわけでございます。

○中橋政府委員 確かにおつしやいますように、外でお食べにならなければなりません。そういうことはそのとおりだと思いますけれども、そのときに算定しなければならない基準生計費と申しますのは、いわば私どもの通常の家庭といふことを算定しなければなりません。そういうふうな基準生計費というのを求めてみますれば、私は今日の課税最低限というのは低くないと思つておりますし、また先ほど申しました千五百円というのも、今日の家計から見ましてそんなに低いもの

ではないというふうに思っております。

○藤田委員 大藏官僚なり大藏省が特に説明する場合は、数字的な面の裏づけも含めてやはり説得性がなければいかぬ。大藏省がかつて大藏省メニューといつものを見出した。一種の献立表ですね。そしてその基準生計費は、たとえば最低一千四百カロリーと計算してどうなるかというものを出してきていた。ところが、それがいつの間にかなくなってきた。これはなぜ出さなくなってきたのかひとと聞きたいですね。

というのは、私がいま質問しておるような観点がかつての大藏委員会でも議論になった。どうもこの課税最低限は四十年を基準にしておるのか何年を基準にしておるのか知らぬけれども、それに比較するとだんだんと見かけの数字だけは上がってきた。ところが、一方で理論生計費なり基準生計費というような生活実態に根ざしたデータが一つの出発点になると、そこに大きなちぐがいが生まれてくる。ギャップが生まれてくる。したがって百八十三万円とか百七十万円だと言つてみても、そういう課税最低限といつものは今日のわれわれの国民生活、なかなか勤労者の生活に合致しない、こういうことで大藏メニューといふものを作やめた、そういうふうに私はそれこそ政治的に判断せざるを得ないわけです。

局長が思つとか、考へるとか、いうことではなくて、いま私が中央食堂の問題を一番身近な問題として挙げましたけれども、これはまだ中央食堂だから安いのです。あれだけの献立で外で食べればもう高いかもわからぬ。そうでしょ。現実の問題として、數字的に一人当たりの食費は四百円にしかならない。局長はあなた自身がエンゲル係数二〇%、こう言つているんだから、私は私なりに試算すると、これはいい悪いは別ですよ、いい悪いは別けれども、百八十三万円に対して経済企画府の国民所得統計あるいは総理府の貯蓄動向調査による貯蓄の率といふのを見てみると、四十七年で二一%、四十八年で一七・二%、そうすると実際に生活している者は、百八十三万円から約

二割の貯金をする、貯金をして差し引く、その残った分で実際的には生活しておる。そうすると、百四十七万円で生活をするということになります

と、エンゲル係数を二〇%に見たら、一日一人当たりの食費四百円というものはもつと下げるにあります。なるほどこの程度のものであれば課税最低限のが果たして世界一の課税最低限でございますと言つて通るのかどうか、いま少し生活実態から見て、なるほどこの程度のものであれば課税最低限は世界一といふものにみんなが納得する裏づけですかね、そういうものを出す必要があるんじゃないかなと思うのですよ。

私ども社会党が標準世帯で二百八十万円までは課税最低限を引き上げるという主張をしておるのも、一つの数字的な根拠があるわけですね。そういう点から言って、いまの局長の言つておる一人一日四百円で生活ができるかどうかを教えてもらいたいと思うんだ。

○中橋政府委員 ただいまお話しのよう、かつて行いました、非常にきつちりとマーケットバスクエット方式によります基準生計費を踏まて常に課税最低限というものをつくり上げましたそのとき以後におきますところの課税最低限の伸びと、それから消費者物価の伸び率といふものを勘案いたしますと、昭和四十八年一年だけを除きまして常に課税

四十一年は二三・三%、四十二年は一七・九%、四十三年は二三・九%、四十四年は一一・〇%などとえれば、四十年からずっと時系列で申し上げますと、課税最低限は夫婦子供一人で一三・七%、回ってきておるわけでござります。

たとえば、四十年からずっと時系列で申し上げたとおり、夫婦子供二人で課税最低限は五・二%といつます。それに対しまして、消費者物価の伸び率は、限八・一%上昇しましたのに対し、消費者物価が一・七%上がった、それ以外は同じような経

過で常に課税最低限というのはかなり上回って伸びてきておるわけでございます。

それは一体何を示すかということでございますけれども、われわれは確かにあの昭和三十九年、四十年当時の課税最低限をつくりましたときに

は、非常に先ほどお示しのような厳密なカロリー計算までしまして、それを踏まて一体どれくらいの生計費が必要か、それを上回る課税最低限は今日どのくらいであるかということで設定をしたわけでございます。それ以後は、先ほど申し上げましたように、物価上昇を上回って課税最低限を幸いにしてずっと引き上げることができましたから

ら、私どもとしましては、もはやああいう基準的な生計費といつもつなるものをつくってそれと比較をする必要はもうなくなつておる、それはまた現にわが国の課税最低限が非常に高くなつてきた一つの証左であるといふふうに思つておるわけでございます。外食いろいろ食事をなさる方はもちろんございますけれども、われわれが課税最低限を考えておるときには、家庭で調理されるというような条件を前提にしまして考えておるわけでございます。

それからまた、今日、それでは一般的な程度の所得水準の人がこの程度家計に全部使っておられるから、それを課税最低限は常に踏まなければならぬかといつもつなることになりますれば、私どもは、まだだんだん家庭生活が豊かになつてしまりますれば、それを全部カバーするほど課税最低限を上げることも要らないのではないか、そこにもやはりおのずと限度があるといつもつと思つております。したがつて、その限度と言ひますのは、私が先ほど申し上げましたように、過去におきまして、相当の水準に達しておると判断せざるを得ないのです。

○藤田委員 局長、あなたはからくりとか見せかけといつことを御存じですか。明らかにこれは一

つの数字的な魔術ですよ。それはあなたが言うよう

うに理屈とこゝ楽はどこにでもつくんだから、それは外食と家庭で料理しておると違うぐらいのことはわかつておるのだ。ところが、絶対金額と

して一人計算上は、これはラフな数字としてたまたま四百円、こう出たから、四百円を基準にして論議しますが、四百円の費用で家庭で調理して人間らしい生活できるでしようかね、今日。私はそれは理屈の言い回しではなくして、やはりものを作りでございます。それ以後は、先ほど申し上げましたように、物価上昇を上回って課税最低限を幸いにしてずっと引き上げることができます。

そこでを基準にしておるのかりませんが、仮に四十年を基準にして物価がこれだけ上がったからこの程度の課税最低限を上げていこうということではなくて、問題は、エンゲル係数二〇%ぐらいで計算をして、あすへの労働力の再生産も確保できる、いわゆる生計費の状態を確保して、そうして四人世帯で言えば適正な課税最低限とといふものはどの程度のものであろうかということをこの際も

一度、かつての標準生計費、そいつたものの計算も含めて、ここで新しい基準をつくるんだといふことで一遍洗い直しをしてみる必要があるのじゃないかと思うのですが、どうでしょうか。この点ひとつお尋ねする。

時間的な関係を含めて申し上げますが、今度の改正でも、日本が百八十三万円であれば、フランスが百六十万円あるいは西ドイツが百十二万円斯ら、米国が百二十九万幾らといつもつに幾つかの例も挙がつておるようでありますけれども、私の調べたところでは、西ドイツなんかは児童福祉手当、日本でいう児童手当、こういつたものは課税の対象になつていよい。そういうものを所得として入れて計算しますと、西ドイツの場合は課税最低限は約二百三十万から二百四十万になる、そつう計算になつてくるわけですよね。

ところが、私が先ほど局長に見せかけといつもつを御存じかといつことを申し上げたが、これはまさに見せかけの数字であつて、そつういう社会保障的な要素を含めた実態論としての比較といつものがないんですよ。ないまま課税最低限がこうい

うインフレ下で名目だけが上がってきた。名目だけを引き上げてきて、そうしてその課税最低限は世界第一位だ、そつして生活にもゆとりができるきたところへ一つの目安を置いたんだということは、はなはだもってわれわれ国民の立場から見ればいただけない主張だし、いただけない数字だと思う。

そういう点で、前段申し上げたように、この生計費の実態調査、やはり人間は食つていかなければいけないわけだから、食つていけるのかどうが、エンゲル係数の水準をどこに置くのかという原点というか出発点というもの踏まえて、もう一度新たな観点から新しい課税最低限の基礎づくりを考えます場合に必要であると思つております。ただ、その洗い直しをやります場合に、それではかつてのようにならぬかどとか、こういう調味料が入つてゐるかいないかといつてある論争を巻き起こした経験がござります。私どもそういうことを踏まえまして、むしろそういうものをわれわれがつくるよりは、たとえば人事院でやつておりますような標準生計費というようなものを頭に置きながらやつてみると、どうかといふのではなくいかといふことで、われわれは一々そいつた献立なり基準的な生計費という算定をやめたわけでございます。したがいまして、今後とも私どもは、人事院の標準生計費というようなものを基準にしながら課税最低限というのを考えます。

○藤田委員 それでは、ことしは間に合わないにしても、来年度の税制改正に向けて間に合うように作業をやりますか。

○中橋政府委員 あのときにもいろいろそういう

ことをやりまして、結局は同じカロリーを現出しますについても、材料が適當であるとかないとかいうような方にむしろいろんな論争がいつたといふ記憶がござります。したがいまして、そういう方をとるよりは、家計調査というようなものがいろいろな機関で行われておりますので、そういったものをベースにしながら考えてまいりたいと思います。

○藤田委員 ベースの問題も大事だけれども、来年に向けて間に合うようにやるかどうかということを聞いておるわけですよ。私はやはり家計調査、人事院がやつておるような方式、これといま言ったカロリー計算、それはどういう材料をとるかといふことは別にして、人間最低の労働力を確保していく、再生産を確保していくためには、二千四百カロリーなり一千七百カロリーという絶対的な条件があると思うのですよ。そういうものはやはり一つの基準としてやらなければ、この課税最低限をどこに決めるかという点については、税金を取りの場合に、その税は最低生活費に食い込んでいいのかどうかということが絶対的な基準にならなければいかぬと私は思うのです。そうじやないでどうつか。憲法で保障し、人たるに値する生活をするということになれば、最低生活費には少なうとも税は食い込まないということが最低の境界にならなければいかぬ。そういうことになれば、それがつくるよりは、たとえば人事院でやつておりますような標準生計費というようなものを頭に置きながらやつてみると、どうかといふのではなくいかといふことで、われわれは一々そいつた献立なり基準的な生計費という算定をやめたわけでございます。したがいまして、今後とも私どもは、人事院の標準生計費というようなものを基準にしながら課税最低限というのを考えます。

○藤田委員 人事院の調査によりますところの標準生計費といいますのは、おっしゃいますようなものをいろいろな角度から検討しましてつくり上げておるものでございますので、大体御要望の標準生計費といいますのは、おっしゃいますように私どももとしまして、十年ぐらい前のようになりますけれども、人事院の標準生計費といいますのも、食費につきましては、厚生省で前にいたしておりますようなカロリー計算をやつてつくり上げておるものでございますから、そういう種の献立をつくりまして、そういうものをベース

にした生計費というのを今後つくるという気持ちはございません。

それから、最低生活費とおっしゃいました。それにつきましては、今日のわが所得税の課税最低限は、それを上回つておると私ども思つております。問題は、標準的な生計費としてあります人事院の生計費というのを頭に置きながら考えております。しかし、最低とおっしゃるそのレベルが一体どうせんけれども、少なくとも、今日のわが所得税は、そういうところまでは課税いたしていない、それがぐらいの高さの課税最低限を幸いにも現出していただいていると思つております。

○藤田委員 私はもう少しお互いの議論というものは数字で現実的に——局長自身の口から出たんですよ。エンゲル係数三〇%というのは、そう

えさせていただきたいのでござります。

それから、エンゲル係数三〇%といふことを申しました。エンゲル係数三〇%といふのは、私はかなりいい家計の状況だと思つております。最低生活としまして、それではエンゲル係数三〇%といふことを前提にして果たして考えていいかどうかということになりますれば、私は、今日のわが國が三〇%のエンゲル係数を持ち得ているといふことは、全体的には生活のレベルが上がつたと云ふことは、絶対左だと思っておりますので、そういう観点も課税最低限の判断のときにはお持ち願いたいのをございます。

○藤田委員 エンゲル係数論争だったら改めてやりましょう。これはきょうの主たる議題じゃないですから改めてやりますが、経済大国と言われるわが国において、三〇%くらいのエンゲル係

数が税を決めたり何かするものの基準になるといふのは当然じゃないですか。私はこれが三五や四〇に上がつてくるということになれば、そういうものが計算の基礎になつておるとすれば、これたものが大変な問題になると思うのです。私は、そこはさすがに局長は頭がいいから、エンゲル係数は三〇%で出したと思つんだ。ところが、エンゲル係数三〇%で抑えたら頭隠してしり隠さずで、四百円という数字は出てこないだろう、こう思つておったのじやないかと思うんだ。さらにやはり問題があるので、これ以上は私はこの問題だけでは終わらぬ問題になると思うのです。私は、この問題だけでも三〇%程度と仮定すれば、計算上は一日の食費一人当たり四百円というものが、この世界一と言われる百八十三万円の課税最低限の実態であるということだけきちつと確認させてもらいます。そしてその上で、私がいま言つておるような他の問題をやりますが、所得税の課税最低限に触れる以上、問題になつてきております利子配当

所得の課税最低限に触れるを得ないわけです

ね。これはどう考へても、それこそ三木内閣の社会的不公正の是正じゃないですが、あれだけ大きな看板を国民の前に掲げる以上、すでに本会議の質問等でも出しておりますが、最低、利子配当所得の課税最低限といふものは、総合課税としての改正をことしのこの改正から手をつけるべきであった。なぜこれに手をつけなかつたのかといふこと。それと、法人に対する二重課税の性格を持つとは言ひながら、一方で、いま言つたように所得税は百八十三万、ところが一方では、配当は標準世帯でなければ四百四十万。どう考へても同じ課税最低限で二百五十以上の差があるということは、これまた税の公平という立場から見て余りにも不公平じやないか、こう考へるわけあります。それに対する見解を聞かしてほしい。

○中橋政府委員 配当だけの所得者が夫婦子供二人で課税最低限が四百四十万になるということは、お示しのとおりでございます。ただこれは私から改めて申すまでもなく、今日のいわば法人においても受け取ります個人の所得税との調整として配当扣除制度といふものがある結果にはかならないでござります。

もちろん、この配当扣除制度につきましてはいろいろな考え方方がござります。果たしてそこに調整をするかしないかといふ点は、いろいろの見解をお持ちの方もござりますが、今日のわが国

の税制といふのは、概略的に配当扣除といふ形で、一割これを調整するという制度になつております。したがつて、そういう計算上四百四十万円が出るわけでござりますが、その四百四十万円が出ましたゆえんと申しますのは、その受けました配当について、すでに払つておる法人税といふのを勘案した結果になつておるものでござります。したがつて、全然それに關して税金を納めていないというわけではございませんで、法人税といふものを個人の段階で調整する結果、四百四十万

○藤田委員 いま答弁されたよつたことは私もわ

かっているのです。大蔵当局の主張はそういうものである。そして先ほどの一重課税的な性格を持つという意味のことは、いま局長が答弁されたことに尽きると思うのです。私の言いたいのは、私自身が株の配当だけで生活をするということになると、その配当金だけで四百四十万円までは税金がかかるんですね。同じ世帯で。ところが一方、税の方は百八十三万、これはどう考へても不合理で、政府も認めておるのでしよう。そういう税の課税最低限と利子に対する調整の問題でござります。

○中橋政府委員 配当所得者の課税最低限の問題は、法人税と所得税の調整の問題でござります。

だからもう一つ、いまお尋ねの、配当あるい

は利子に対しまして、今日御提案申し上げておりますよう源泉分離選択の税率が三〇%になると

いうことは所得税の累進性を損なうのではないか

というお話は、確かにそのとおりでござります。

ただそれは、るる申し上げましたように、今日の

総合課税を行いますための施策といふのをな

あとしばらくの間われわれの方でも検討させてい

ただいて、十分その方向に向かつて公正を確保で

きるというまでの期間として、この五年間三〇%

の源泉分離選択税率の適用をお願いしておるわけ

でござります。

○藤田委員 私、きょうはちょっと私自身の勘違

いもあって、法人税の分野も質問するのじゃなか

ろうか、こう思つておつたのですが、それは別途

機会があるようですから、それは別の機会にしま

すが、私がいま質問しておるよつたこと、あるいは

は法人税率をもつと上げるべきじゃないかといふ

ような議論がありまして、去年たしか大蔵省の関

係者を含めて、外國法人税制の調査団がつくられ

て行つたようですね。その調査結果が私の手元に

あります。それで、それに対する見解をひとつ聞かし

てもらいたいと思うのです。これが一つ。

○中橋政府委員 昨年、私どもの方も参加をいた

しまして、アメリカ、ヨーロッパの法人税制の問

題を検討しましたことは事実でござります。その

結果によりまして、いろいろ今後の問題もちろん

ござりますけれども、私が先ほど申しました利子

持ちが聞かしてもらいたい。

○中橋政府委員 昨年、私どもの方も参加をいたしまして、アメリカ、ヨーロッパの法人税制の問題を検討しましたことは事実でござります。その結果によりまして、いろいろ今後の問題もちろんござりますけれども、私が先ほど申しました利子持ちが聞かしてもらいたい。

まして、特にヨーロッパ諸国でございますけれども、法人の利益についてかけられました法人税というものを、受け取りました個人なり法人の段階では完全に調整しようというような方向に動いておるよう感じられるわけでございます。もちろんそれに対しまして、アメリカは前のとおりの制度を持つておりますし、そついた先ほど申しましたような調整方式をとらない国もあるわけでござりますけれども、そういう流れもありますと

いう報告を受けております。

○藤田委員 この点も、この部分につきましてはまた法人税のところで触れたいと思いますけれども、いわゆる配当所得に対する課税最低限というものがこういうふうに四百四万というふうに出てくること自身は、わが国の税制そのものに根本的な原因があると私は思うのですね。いま言つた調査団の報告から見ましても、私の手元にある資料では、この日本のように所得税と法人税との関係でこのようないくつかの問題になつておるのはわが国だけだというように私は理解をしておるわけです。そういう観点からも当然これは累進課税の体系をとると同時に、五年というような延長は長過ぎる。やはりその方向性について、税制調査会の答申ではありませんけれども、そういう方向が出ておる以上、もう少し所得税の課税最低限の問題等々も含めて、やはりこれは税改正を積極的に進める必要があると思うがどうかということをひとつお尋ねをしたいと思うのです。

私は、あと時間の関係がありますから、約十分ばかりちょうどいいして、これまで今まで何回か議論になつております、私も数年前に問題を提起しましたことについて質問しますが、いわゆる時間外労働ですね。俗に残業時間。今までの議論をずっと議事録を通じて精読してみると、深夜手当といふものに焦点を合わせました。あるいは時間外労働、さまざまございますが、私の主張から先に申し上げますと、実際問題として、個々の国民の生活状態、所得状態から言つて経済大国になつておるかどうかはこれは別ですけれど

も、一般的に言われておるよう、世界的にも経済大国と言われておる今日のわが国において、基準法でありますと一応八時間労働。この基準法はまだ法人税のところで触れたいと思いますけれども、いわゆる配当所得に対する課税最低限というものがこういうふうに四百四万というふうに出てくること自身は、わが国の税制そのものに根本的な原因があると私は思うのですね。いま言つた調査団の報告から見ましても、私の手元にある資料では、この日本のように所得税と法人税との関係でこのようないくつかの問題になつておるのはわが国だけだというように私は理解をしておるわけです。そういう観点からも当然これは累進課税の体系をとると同時に、五年というような延長は長過ぎる。やはりその方向性について、税制調査会の答申ではありませんけれども、そういう方向が出ておる以上、もう少し所得税の課税最低限の問題等々も含めて、やはりこれは税改正を積極的に進める必要があると思うがどうかということをひとつお尋ねをしたいと思うのです。

私は、あと時間の関係がありますから、約十分ばかりちょうどいいして、これまで今まで何回か議論になつております、私も数年前に問題を提起しましたことについて質問しますが、いわゆる時間外労働ですね。俗に残業時間。今までの議論をずっと議事録を通じて精読してみると、深夜手当といふものに焦点を合わせました。あるいは時間外労働、さまざまございますが、私の主張から先に申し上げますと、実際問題として、個々の国民の生活状態、所得状態から言つて経済大国になつておるかどうかはこれは別ですけれど

も、一般的に言われておるよう、世界的にも経済大国と言われておる今日のわが国において、基準法でありますと一応八時間労働。この基準法はまだ法人税のところで触れたいと思いますけれども、いわゆる配当所得に対する課税最低限というものがこういうふうに四百四万というふうに出ておるわけですが、その部分につきましてはまた法人税のところでも、そういう流れもありますと

いう報告を受けております。

○藤田委員 この点も、この部分につきましてはまた法人税のところでも、そういう流れもありますと

いう報告を受けております。

○中橋政府委員 第一のお尋ねの点、法人税制の仕組みと申しますか、配当に対する法人税と所得

税の関連というのをどういうふうに考えたらいい

かという問題は、今後なおしばらく税制調査会で

も議論をすることになつております。もつとも、

これは今回御提案をいたしております利子配当の

源泉分離選択税率の制度を五年といつこととは関

連ございませんで、むしろ全然期限のない現存し

た制度の問題でございますから、仮にヨーロッパ

でも、時間外労働というものには労働の生産性か

ら言つても余りウエートを置くんではなくて、や

はり規定時間内でその一国の経済の、あえて言え

ば成長率とかいろいろな経済計画を考える。

大体、個々の企業体は時間外労働で余剰労働力を

つくつて、そこで余剰価値を生み出して榨取も

やる、そしてそこでもうける。一方、国は国とし

て、またそこへ持つてきて税金をたっぷりかける。

それは私は物の考え方間違つておるんじゃない

かと思う。もう少しお互い、局長も私も、われわれの仲間である個々の労働者も、この世の中に生

まれてきた人間として社会的に働くにしても、社

会人として責任を果たす時間は七時間か、今日で

言つ週休二日制を含めて一週四十時間働く、その

四十時間働く所得に対する税をかけます、それ

以外の労働に対する税の対象にしません、こう

いふ物の考え方方に所得税の面においても転換する

ことは得ないというふうに考えます。

○藤田委員 きわめて事務的ですね。分けがたい

というのは技術的に分けがたいのかどうかという

ことですね。

私は、ソ連も中国もユーロマニアも、社会主義国と名のつく国は朝鮮を含めてずっと回つ

てきましたけれども、大体社会主義の国どおりや

れなんということは言いませんが、物の考え方と

して、時間外労働というのは、国防上の問題が起

こつたとき、天変地變に類するような災害が起

はいろいろあるでしょうけれども、日本流に言う

公益事業に何か支障が起こったとき、そういうと

きに時間外労働というものがあり得るんだ。それ

の国民は、七時間か八時間か知らぬが、いわ

ば一定の時間を働けば後の時間は、先ほど言つた

手当とか基準内の何というものはきつと出てお

るんだから、これだけわかりやすい区分けの仕方

はない。それでしかも徴税費というものはみんな

かに行くのだから、給料表にちゃんと時間外や

手当とか基準内の何というものはきつと出てお

るんだから。ですから、私は、技術的な面を含めて、

これは税務当局というか大蔵省というか、政府は、

所得税については基準内労働に対応する給与所得

にだけかけます、それ以外のなには外します、こ

ういうふうに決めればこれはすぐできることだと

思つ。そういう技術的な面を含めて私は十分可能

だと思うのだが、重ねて見解を聞かしてもらいたい。

これは今回御提案をいたしております利子配当の

生産が行える、そういう体制が望ましいとい

ことは私も同様でござります。そういう超勤がない生活というのは望ましいことを私はあえて否定はいたしております。そこに超勤が起これまして、それがいまおっしゃいますように、睡眠時間八時間なり、教養娯楽のための八時間というものを犠牲にする、そういうことに対して割り増しの賃金も払われれば、また基本的な賃金もあわせて払われるということでござりまするので、私が申しましたのは技術的に分別が困難だというようなことを申し上げたのではございませんで、やはり八時間の労働に対して払われる給与も、それからやむを得ず行われました超過勤務に対して払われる割り増し給与も、それも同じように質的に、私どもは税金の面から申せば同じく割合として考えざるを得ませんので、おっしゃいますように、超勤部分について所得税を課税しないという体制はとれないということを申し上げたのでござります。

○藤田委員 あと政務次官が間もなく部屋に帰つ

てくるようですから、その質問が終わりましたら

私はやめますが、私としては三十分くらいまで

やめるつもりです。

いまの問題も、私ここに四十五年以来の統計をとつておりますが、私はもし社会党が中心になつて政権を担当することになつたら、税制をどういふうに変えらいいかな、国の収入財源というものをどういうふうになつていいらいいかと、このことを私は私なりに考えてみると、やはり景氣のいいときは比較的の時間外労働が多いのですよ、残業が。今日のようになつて、言つまでもなく時間外労働、残業も少ないだけではなくて、雇用保険法の適用を受けて、大企業じやないけれども、便乗してまで休業をやらずといふ状態が続きますからね。

私は景気、不景気の変動にかかわらず、一国の財政を計画的に考へる場合に、やはりいま言った

ように、日本の総労働として一年間に稼働時間は、週休二日制で一週四十時間だつたら四十時間の労働で何時間でそうしてその所得が幾らある、それ

お聞かせいただきたいと思うのです。

に対する税金を幾らかけるというものをいわばコンスタントの基準にするわけですよ。そうすると、所得税でも、四十五年のときは時間外労働に匹敵するものが一六・八%になる、それが去年あたり八時間なり、教養娯楽のための八時間というものを犠牲にする、そういうことに対して割り増しの賃金も払われれば、また基本的な賃金もあわせて払われるということでござりますので、私が申しましたのは技術的に分別が困難だというようなことを申し上げたのではございませんで、やはり八時間の労働に対して払われる給与も、それからやむを得ず行われました超過勤務に対して払われる割り増し給与も、それも同じように質的に、私どもは税金の面から申せば同じく割合として考えざるを得ませんので、おっしゃいますように、超勤部分について所得税を課税しないという体制はとれないということを申し上げたのでござります。

○藤田委員 あと政務次官が間もなく部屋に帰つてくるようですから、その質問が終わりましたら私はやめますが、私としては三十分くらいまでやめるつもりです。

いまの問題も、私ここに四十五年以来の統計をとつておりますが、私はもし社会党が中心になつて政権を担当することになつたら、税制をどういふうに変えらいいかな、国の収入財源というものをどういうふうになつていいらいいかと、このことを私は私なりに考えてみると、やはり景気のいいときは比較的の時間外労働が多いのですよ、残業が。今日のようになつて、言つまでもなく時間外労働、残業も少ないだけではなくて、雇用保険法の適用を受けて、大企業じやないけれども、便乗してまで休業をやらずといふ状態が続きますからね。

私は景気、不景気の変動にかかわらず、一国の財政を計画的に考へる場合に、やはりいま言ったように、日本の総労働として一年間に稼働時間は、週休二日制で一週四十時間だつたら四十時間の労働で何時間でそうしてその所得が幾らある、それ

お聞かせいただきたいと思うのです。

○森(美)政府委員 ちょっと途中抜けましたので

大変失礼いたしましたが、現在までのところ私どもは人事院の調査を基準にするとか、そういった

ことで所得に対する課税最低限ということが抜き切らない、そういう立場で現在やつております

ことは御了承いただきたいと思います。どうして

も、たとえば超過勤務云々というお話をあります

が、やはり生計費の問題とか、そういうことにま

つきまして人事院の調査その他を参考にしてやつておりますわけでございまして、来年度のことにつきましてもそいつの方針でやらしていただこう、こ

う考えております。

○藤田委員 途中離席されたからこれは仕方がないと思つのですが、いまの答弁は全然何やらさつぱり私にはわからないわけです。いま局長が横か

らメモを出しておりますが、私は實際言つて、役人の下請的な答弁をする必要はないと思うのですよ。われわれやっぱり政党人は政治家同士の議論

で、大藏官僚なり役人がどう言おうと、これは、ひ

とつ野党の主張は正しい、そういうことはそういう方向で税制改正をやりましょうと、そういう共通点がなければ、これはせっかくわれわれも質問

するということになれば何日か勉強もするのですよ。なげなしの知恵をしぼつてやるわけですが、私はやはりそういう共通的なものがなければ、こ

れはもうお役人の答弁を読んだのでは、これはどうにもならぬと思います。特に森次官の場合には、私は非常に期待するものも多い政治家であります

だけに、ひとつ重ねて——私のきょうかれこれ一

てもらいたいと思う。

それは課税最低限百八十三万円というのは、エンゲル係数二〇%とすれば、その一日一人当たり

の食費が四百円、それに対して税金がかかるつた場合に、課税最低限は四十年だつたら四十年を

基準にして物価がこれだけ上がったからこういうふうに改定というだけではなくて、一遍この段階

で新たな見地から、この標準世帯の課税最低限は

幾ばくか適正であるかどうか、そういう新たな基準をつくつてもらいたいということをこれまで來

年に対する御用意があるかどうか、これをひとつ

りか、何を言つておるのだ、こういうことにさえ

なりかねない。

○森(美)政府委員 こういう現実矛盾がどこから起つてきておる

かと言えば、やっぱり今日の物価情勢を含めた國民の生活実態といふものを知らない過ぎるのじゃな

い。その生活実態に即した課税最低限というものをつくるためには、一遍マーケットバスケット

方式あるいは人事院の標準生計費調査、そういう

ものをつくる上で、新しい課税最低限というものを決めねばならない。四十一年を基準にしてこういう

ふうに改定してきましたから世界一になりました

なんて言つてみたって、中身を分析したら、そつたからお尋ねをいたしたい。

○森(美)政府委員 私、先ほど局長との間でやりとりしたのですが、

課税最低限の一人当たりの食費はどうだうだと要請したいと思いますが、その用意があるかどうか

かということを、これはせっかく次官がお帰りになつたからお尋ねをいたしたい。

○森(美)政府委員 私、先ほど局長との間でやりとりしたのですが、

課税最低限の一人当たりの食費はどうだうだと要請したいと思いますが、その用意があるかどうか

かということを、これはせつかくわれわれも質問

するということになれば何日か勉強もするのですよ。なげなしの知恵をしぼつてやるわけですが、私はやはりそういう共通的なものがなければ、こ

れはもうお役人の答弁を読んだのでは、これはどうにもならぬと思います。特に森次官の場合には、私は非常に期待するものも多い政治家であります

だけに、ひとつ重ねて——私のきょうかれこれ一

てもらいたいと思う。

それは課税最低限百八十三万円というのは、エンゲル係数二〇%とすれば、その一日一人当たり

の食費が四百円、それに対して税金がかかるつた場合に、課税最低限は四十年だつたら四十年を

基準にして物価がこれだけ上がったからこういう

ふうに改定というだけではなくて、一遍この段階

で新たな見地から、この標準世帯の課税最低限は

幾ばくか適正であるかどうか、そういう新たな基準をつくつてもらいたいということをこれまで來

年に対する御用意があるかどうか、これをひとつ

りか、何を言つておるのだ、こういうことにさえ

なりかねない。

○森(美)政府委員 こういう現実矛盾がどこから起つてきておる

かと言えば、やっぱり今日の物価情勢を含めた國民の生活実態といふものを知らない過ぎるのじゃな

い。その生活実態に即した課税最低限というものをつくるためには、一遍マーケットバスケット

方式あるいは人事院の標準生計費調査、そういう

ふうに改定してきましたから世界一になりました

なんて言つてみたって、中身を分析したら、そつたからお尋ねをいたしたい。

○森(美)政府委員 うなづいてみたって、中身を分析したら、そつたからお尋ねをいたしたい。

ないか、こう言つておるわけであります。

そういう二つの観点から、私が主張しておるような点を十分考慮して、来年の税制改正をやる御用意があるかどうか、このことを確認をさせてもらつて、私の質問を終わりたいと思うのです。

○森(美)政府委員 先ほど議論になつておりますたエンゲル係数が三〇%が妥当であるいは五〇%が妥当か、こういつたことは一つの課税最低限を決めるファクターにはなつておりますが、これだけのものではないと私は思いますので、今回出した課税最低限というのが私は妥当なものと一応考へてやつておるわけでございまして、その意味でひとつ御了承をいただきたいと思ひますが、ただ来年度の問題につきまして、先生がおつしやるよつた科学的な、もつと理論に富んだものといふようなことについては、私ども研究させていただきたいと思います。

なお、超過勤務の非課税の問題でございますが、これは現在までのところは考えられないわけでござります。その点も御了承いただきたいと思ひます。

○藤田委員 前段のなには少なくとも来年度改正しろということでおきます。私は、ことしの百八十三万円というものの中身はそういうものだから、ことしからわれわれ社会党の要求しておるもののは少なくとも二百八十万、そういうものを満たし得る条件にしてもらいたいということは言わざもがなで、前段にありますことを付言しておきます。

それで、後段の答弁は承服できません。そのことを申し上げて質問を終わります。

○上村委員長 午後二時三十分より再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後一時二十四分休憩

質疑を続行いたします。高沢寅男君。

○高沢委員 私は、いま所得税というものの課税の対象人員といつものは非常に数が多くなつて、言つたまでは所得税そのものが大衆化してきている

うわけです。

戦前の時代には、所得税を納税するような人口は約百万ぐらいというふうなことで、当時は所得税といつものは一定の高額所得者が納める税金だ、こういつことであつたわけですが、戦後、その事情が変わって非常に大衆化して、特別高額所得者でなくとも、普通に仕事を持つて、そして給与を得る、所得を得ておるという者であるならば所得税といつものはかかるべく、こういうふうなことになつてきているわけですが、最近いよいよそういう傾向が進んでいるというふうに見るべきではないかと思うわけです。その関係は、特に給与所得者の場合にはおさらその傾向が強いといふことだとと思うわけです。

それで、昭和四十九年度、それから今度は五十年、この時点において、給与所得者の数と、その中での所得税納税者の数、その実数の関係及びバーセントの関係、これがどういうふうになつてゐるか、ひとつお尋ねをしたいと思います。

○中橋政府委員 四十九年度、五十年度につきましては確たる数字でございませんが、申し上げます。四十九年としまして、給与所得者数は三千六百十万人と見込まれまして、その中で納税者数は二千七百四十四万人、率で申しまして七五・二%でございます。それから五十年の見込みといたしまして、給与所得者数は三千六百五十万人でございまして、そのうちの納税者数は二千七百五十一万人、率で申しまして七五・四%でございます。

○高沢委員 いま局長の言われた数及びそのバーセントといつものは非常に高いと私は考えるわけですが、その前にさかのばつて、四十五、四十六、四十七、四十八、今度は実数はいいですから、給与所得者の数の中の所得税納税者の数のバーセン

ト、その辺、四、五年前にさかのばつて、どうい

うパーセントであつたか、ちょっとお聞きしたい

と思うのです。

○中橋政府委員 昭和四十四年が、その率は六八・六%、四十五年は七一・七%、四十六年は七一・三%、四十七年は七六・四%、四十八年は七八・〇%となつております。

○高沢委員 いま局長の言われた過去五年ほどの

バーセントを見ると、大体傾向としてずっとペー

セントが上がつてきておる、こういう傾向がはつ

きり出でていますね。そうすると、その給与所得者

の中で所得税のかかる人の実数においても、同時

に比率においても年々上がつてきた、こういうこ

とだと思います。

それが今度は、この四十九年の場合には実績で

なくて、現段階ではまだ見込みだと思ひますし、

さつき五十年の数字を言われたのは、まだ予算

ベースの数字だと思います。実績が出てみないと

確定的には言えませんが、しかし、四八年に七

八%まで行つたのが四十九年は七五・一%、パー

セントとしてはやや落ちています。これは四十

九年度のあの所得税の大きな減税といつことが當

然関係があるといつふうに考へるわけです。しか

し、四十九年度の場合には、またその後の物価の

上昇やあるいは名目賃金、名目所得の上昇で、こ

の辺、実績がどうなつて出てくるかはもうちよつ

と時間を持たなければなりませんが、私はいま局

長の言われた七五・二よりもっと高いバーセント

の数字で実績が出てくるのじやないかといつ感じ

はいたします。いま言われた五十年の予算ベース

の数字も七五・四ですか、四十九年と横ばいも

しくはやふえぎみ、こういうようの傾向になつ

てきます。

そういうことで、いまこういうことをお聞きし

てゐる結論として私の言いたいことは、つまり、

特に給与所得者の場合には非常に大多数の人人が所

得税の課税対象としてとらえられておる、こうい

うふうな姿になつてゐるといつことを申し上げた

いわけです。

○上村委員長 午後二時二十五分開議
休憩前に引き続き会議を開きま

そこで、そういう状態を考えてみると、今度は所得税の課税最低限との関係で、その課税最低限の今度の百八十三万、昨年であれば百五十万、そ

の課税最低限の前後のところに非常に多くの勤労者がいるということですね。それで、ちょっとし

た課税最低限の動きで非課税になつたり、あるい

はまた名目所得がちょっと上がる、と今度は課税対象になつたりといつふうなことで、課税最低限を

ボーダーラインとして、このところ非常に多くの勤労者が、所得税がかかつてみたりまた外れ

てみたりといつふうなことになつておる。

そこで、その関係でお聞きをしたいことは、未成年者、つまりまだ選挙権のない二十歳未満で、しかもしも勤めを持つて所得を得ておる、こうい

う未成熟者に所得税はかけてはならぬし、またか

かるといつことは是正しなければならぬ、こうい

う論議が、私の記憶するところでは、昨年この大

蔵委員会でありまして、当時税制調査会の会長を

しておられました東畑先生もこの場所へ参考人と

して出られた際に、未成年者には所得税はかかる

ねようにして、こういうふうなお答えもあつた

わけです。それでその後、昨年のあの税制改正の

ときに所得税の課税最低限はかなり大幅な引き上

げになる、またその引き上げの中身としては、給

与所得控除の大大幅な引き上げがなされたといつこ

とで、当時の論議の中では、二十歳未満だから税

金をかけないといつことは税法上の扱いとしては

できなければなりませんが、私はいま局

長の言われた七五・二よりもっと高いバーセント

の数字で実績が出てくるのじやないかといつ感じ

はいたします。いま言われた五十年の予算ベース

の未成年者は、大抵これはまだ独身の勤労者です

から、四十九年度のあの税制改正でほとんど課税

の対象から落ちるようになるはずだ、去年この大

蔵委員会ではそつとうお答えがあつたわけです。

しかしその後、さつま言いました物価も上がる、

名目的な所得も上がるといつ結果、そういう未成

年者で課税対象から外れたはずの人たちがやはり

外れていない、依然として課税の対象になつてお

る、こういう実態があるのではないかと私は思つ

そういう点において、この四十九年の見込みの数字、それから五十年は予算ベースの数字ですが、この数字の中で、そういう未成年者というものがどの程度課税対象としてこの中へ含まれているのかというふうな関係を、局長首をひねっておられます。ひどつお聞きをしたいと思うわけです。
○中橋政府委員 紹与所得者のうちの納税者の中で、年齢的に一体どういうよつた状況になつておられるのかということは、残念でござりますけれども、そういう資料は持つております。ただ、おつしやいますように、前年の課税最低限の引き上げにもかかわらず納税者の数が一向に減らないというのは、確かに御指摘のとおりだらうと思います。それはまさに、これも御指摘のとおり、課税最低限の近くに納税者にすぐなり得るよつた人の数が非常に多くて、紹与の増とともに納税者の中に入つてくるというのが多いということは事実でございます。
ただ私は、それでは一体そういう人が未成年者に多いから納税者がふえてくるのかどうかといふ点になりますと、確かに新規に中学、高等学校を卒業しまして就職をする人たちがかなりありますから大きな要素になつておると思ひますけれども、それだからといいまして、いまおつしやいましたように、未成年者は選挙権がないから所得税を納めるのはいかがかというよつた論から未成年者についての税金問題をお取り上げになるということは、これはおかしなことではないかと思います。と申しますのは、いまの選挙権といいますのはむしろそういうのを考える方がよろしいので、なつておりますから、私は、そういう関連ではなしに、やはり所得の高低といふようなことから課税最低限の引き上げにもかかわらず、かなり課税になつておるということも事実でございます。

○高沢委員 選挙権がないからというのは、これはそういうふうな若い者には税金をかけない方がいいという議論の一つの論拠として出た議論であつて、それが決定的な、かけるかけないかの決め手になる議論だとは私も考えませんが、ただ概して言つて、未成年であるような人々は、局长の言われたように、高校、中学を卒業して、そして社会へ出て、まだその点においては職業人となつて本当に年月も浅い、したがつて当然所得の水準もまだ低いというふうな段階のところは、この税の対象から外れるのがいいのではないか、こういうふうなことが主論拠であるわけです。

そこで、そういうふうな実態であるとすれば、その課税最低限の前後に膨大なそういうかかるか、かからぬかといふ人口があるとすれば、やはり課税最低限をまたそれなりに引き上げて、それで課税対象の人が課税対象から外れていく、したがつて、この所得税の納稅人員の数はそれなりに減っていくというよつた方向へ進めるのが、いま当然とられるべき一つの政策方向じやないか、こういうふうに私は思つわけです。

そのことは、結果としては当然徵税費の節減といふふうなことにもこれは関連をしてくるのではないか。現在、税務職員の人たちが約五万、その数でものすごい大きな——所得税だけではない、法人税もあり間接税もあり、多くの税務を処理している。その点において大変いわば過重労働になつておるという実態があると思うのです。そういうものを少しでも軽減をしていく、そういう税の対象になる人の数ができるだけ減らしていく、そういう観点からもこの課税最低限は引き上げをさらに進めるという考え方が必要じやないかと思ひます。が、局长のお考えをお聞きしたいと思います。

なお、その際に、徵税費の推移ですね、これがどんなふうな推移になつてゐるかということも、ひとつあわせてお答えをいただきたいと思います。

りますと、おっしゃるとおりもちろん低い階層につきましては、山のそぞろみたいたくさんありますから、その人たちが課税最低限を出たことを考えてみますと、これはまだ歐米の国と比べてみましてそう高い方ではございません。あちらの方では、相当地人が所得税を納めておるということになつております。

それで、昨年度の所得税の大改正におきましても、いまおっしゃったようなことを頭に置きながら、給与所得控除の最低限度額を五十万円に大幅に引き上げたことによりまして、先ほど申しましたような納稅人数の減少というのが見られたものだらうと思っております。今回の改正におきましては、私どもは最近におきます中学卒、高校卒の新規採用者のベースとも関連して考えてみまして、今回の課税最低限、五十年分で八十万円でございますけれども、それで中学校の新規卒業者につきましては課税が余り起ららないのではないかというような見通しを持っております。高等学校の卒業生になりますと、初任給が非常に高くなつておるものでござりますから、第一年目から納稅をしないで済むようにということは、よほど課税最低限を引き上げないとむずかしくなつてゐるような事情でござります。

それから、徴税コストの話でござりますけれども、確かに納稅者が減ればそれだけ徴税コストは減るという勘定にはなりますけれども、一番手がかりります税金とすれば、何といつても申告所得税でございますし、その他のいろいろな税金が割合、根幹たる所得税をある程度の人たちには納めてもらわなければならぬという考え方もその制上いろいろ考えてみなければなりませんが、やはり先ほど申しましたような有業人口と納稅者の割合、根幹たる所得税をある程度の人たちには納めなくてはならないという考え方もその際には配慮しなければならないと思つております。それで、最近の徴税コストの動きでござりますと、かなり納稅者が変動しておりますことも事実でございます。ただ、わが国の有業人口の中で納稅者の占める地位とどうすることを考えてみますと、これはまだ歐米の国と比べてみましてそう高い方ではございません。あちらの方では、相当地人が所得税を納めておるということになつております。

けれども、百円当たりの金額で申しまして五十年度は、予算でございますけれども一円四十二銭、四十九年度は一円四十八銭、四十八年度一円二十銭、こういうような数字を示しております。

○高沢委員 いまのやうな実態から、私はもつて提案として申し上げたいことは、課税最低限のその上にあって、そして課税対象になる一番すそ野に当たるところが非常に大衆的税負担といいますか大衆化しておるということから、今度はその税率の附み方ですね。まあ一〇%からスタートするということになつておりますが、そういう意味においては一番最初の一一番下の税率はたとえば五%というようなところからスタートする附み方もあるのではないか、またその方がいま言つたような実態に即した形ではないか、こう思うわけですが、この点はいかがでしよう。

○中橋政府委員 税率の一一番低い段階におきますところの高さといふ問題は、課税最低限の高さと関連して考えてみなければならぬと思います。納税者にしてみますれば、課税最低限も一つの税率として反映をしてくるわけでございまして、実効税負担を考えてみますれば、一挙に一〇%に上がるわけではございませんで、総収入に対しましてある程度のカーブを示しながら漸次高くなつてくるわけでござります。そういたしますと、今日の程度の課税最低限でござりますれば、諸外国の例を見てみましても、やはりそういった配慮からある程度の高さから始めておることも考えますれば、一〇%程度は維持してしかるべきではないかというふうに思つております。

大体わが国における所得税の最低税率といいますのも、一〇%が一番低い例でございまして、かつて住民税との調整でもつて八%ということをしたときもございましたが、それもやはり課税最低限を漸次高めることによりまして今日の一〇%の姿に戻したという経緯がございますから、やはり余り低い課税最低限でござりますと、おっしゃるような低い最低税率から始めることになりましょが、今日の課税最低限、もちろんこれには御批

判がございますけれども、今日のよつた課税最低限からでござりますれば、一〇%から始めてもよろしいのじやないかというふうに考えております。

○高沢委員 所得税の高度累進制といいますか、これが租税の所得再分配の機能を果たしていくために一番大切な仕組みであるわけですが、この高度累進機能というものがいろいろな形でいわば空洞化されている。そういう聖域といいますか、高度累進機能が作用しない部分がいろいろな形でつくられておる。私たちの言う利子配当の特別措置もそれであるし、また土地税制の特別措置もそういうものであつたと思うのですが、そういうふうなことで、この租税機能の一番重要な機能である所得再分配の機能、これをできるだけフルに機能させる、非常に空洞化しているものをその機能を回復させるという観点で当然税制といふものは考えなければいかぬ、こう思います。

そういうふうに考へると、やはりいま言つた利子配当の特別措置は、その除外されている一番特徴的なものとしてこれはぜひ是正しなければならぬ、こういうことになると思つわけです。しかしながらその関係は、いつもここでも繰り返し何回か論議されて、特に預金などの場合は総体としてなかなか掌握ができない、こういうふうなことがその廃止できない理由ということを言つてきておりますが、配当の場合はどうでしようか。まあ銀行預金の場合は非常に件数も多いということは確かにあります。たとえば配当の場合は、配当を支払う企業の側では支払い調書というものも出しているわけであるし、あるいはまた今度の改正で一銘柄十万円までは確定申告を必要としない、それも五万円が十万円に線がずっと上がつたというふうなこともありますし、そつなれば配当の場合には、だれが、どういう株式の所有によつて、どれだけの配当を受けたという所得の掌握というか把握といふものはできるのじやないか。できるとすれば、利子配当と、こう一口にまとめて言つておられますけれども、少なくとも配当に関し

ては、こういう特別措置から外して総合課税に移行するというよつたことができるのじやないのか、こう考えるわけですが、この点はどうでしょ。

○中橋政府委員 利子と配当の問題につきまし

て、総合課税の難易という点からのお尋ねにつきましては、確かに利子と配当とは同じであります。ましては、確かに利子と配当とは同じであります。私は利子と配当とは同じであります。私は利子と配当とは同じであります。私は利子と配当とは同じであります。

○中橋政府委員 利子と配当の問題につきまし

て、総合課税の難易という点からのお尋ねにつきましては、確かに利子と配当とは同じであります。私は利子と配当とは同じであります。私は利子と配当とは同じであります。

ただその際、それでは利子と配当と、いろいろなことから言つて、仮に源泉選択を行うにしましても、もっと違つた税率で適用すべきではないかという御議論ももちろん可能だと思います。ただこれは、昭和四十五年に今回のよつた制度をつくりましたときに、やはり利子配当と言いますのは、同じく資産所得としてそれぞれ金融資産を持つております人の選択に任せると、同じ率の方が選択について一般の人もいわばなしやすいのではないかというよつたことから「五%」という率をつくりましたので、今回はそれを踏襲しまして、ともに「三〇%」ということにした次第でございました。

ただ今日、それでは一体どういう水準の税がいかということを判断いたします場合には、これを一挙に引き上げたとしましたときに、一体納税者がどういうふうな判断をするかということでございまして、かなり高い選択税率を持てば、やはりその選択税率を免れようとする意欲が、懸念でありますけれども、働くことにも予想しないことは多うございましょうから、預金者が積極的に銀行の店舗に参りまして利子を受け取る事例が多いということと比較いたしましても、おのずと架空名義なるもの的存在は少ないと思います。

ただ、そういうことでござりまするけれども、申しますが、実は利子につきましてはかなり制限のないままにその適用を受けられますし、配当につきましてはいろいろな条件を兼ね備えた上でなればこれを受けることができないということになつております。たとえば同族的な会社におきましての配当といふものについては、源泉選択分離課税制度というものが適用されないようになりますと、この配当といふものが適用されないようになります。たとえば同族的な会社におきましての配当といふものが適用されないようになりますと、この配当といふものが適用されないようになります。

したがいまして、一概に申しまして、この源泉選択制度を適用されておる配当といいますのは、

○高沢委員 配当の場合も、いま局長の言られた

ように高い税率を盛り込むということも、私はいま

の段階としては余り適当ではないのではないかと

いうふうに思つわけでござります。

かたがた、一

体それじや三〇%というのがどの辺の上積み税率

であるかといつふうなことも勘案いたしまして、

これが一千万円程度の給与収入の人についての上

積み税率であるということでござります。

で、大体その辺のところから判断をいたしたわけ

でござります。

ただ、おつしやいますように、今後われわれが

いろいろ所得税の総合課税制度をもつと、いま御

指摘のようにだんだんとまた完成していくとい

うが、それが可能であればあるほど、仮に源泉選択税制

度をとるとしても、その税率はもつともつと

高くするという余地も出てまいり思いますが、

いずれにしましても、やはり総合課税へのいろんな環境づくりを漸次整えるにつきまして、そつ

いったことも可能になるというふうに考えており

ます。

○中橋政府委員 源泉選択の分離制度を採用する

○高沢委員 将来そういう可能性もあるということがありますから、私は、むしろ租税の不公平と、いうものをなくするためにも、これは意識的にそこの方向、一方では総合課税化の対策や努力をしながら、他方ではこの源泉分離の税率は段階的に上げていくということは意識的に進めらるべきだ、こう考えるわけです。

そして、「こまち」の方ですが、今までの二五

私たちの主張として、昨年行われた青天井といふものは早急に是正の手を加えて、やはり一定の天井を設けてそれ以上のところへは適用はされない、こういうふうな一定の限界を設けるという改正をこの給与所得控除に関してはやるべきじやないかと考えますが、局長の見解をお尋ねします。

○中橋政府委員 給与所得控除の金額が他の人の

○高沢委員 私はここで給与所得控除の性格論から議論をするというふうなことは、また時間の関係でも差し控えますが、とにかく高度累進といふ性格を損なつものとしてこれは改正すべきだとう私の主張を繰り返しておきたいと思います。次に、物価調整減税の関係でお尋ねをしたいと

ですから、そういうふうにははじめてみれば、さつ
き言われた四千三百五十億という金額というものが
は、まるまる昨年減税が平年度化したというこの
土台から出発して四千三百五十億という物価調整
減税が必要なんだというふうに私は計算すべきだ
と思うのです。そうなれば、ことしの千九百五十五
億という、この五十年度の人的控除による減税額
は、いつまでも、毎年同じ金額でござります。

10. The following table summarizes the results of the study.

○高沢委員 さつき言いました租税の高度累進制ですね、これを貰くという觀点からもう一つお尋ねしたいことがあるのですけれども、給与所得の控除、これはこの五十年度の歳入予算の関係の資料で見ますと、給与の総額が六十八兆七千三十億というふうに押さえあって、その中から給与所得控除される額が二十三兆七千八百十億、それから基礎控除とか配偶者控除とか扶養控除とかあるいは社会保険料控除その他そういう諸控除全部合わせて十九兆六千一百二十億ということで、それらを差し引いて課税所得の金額が二十五兆、いうふうなことになっております。これで見ると、基礎控除、配偶者控除、扶養控除、いわゆる人控除、それから社会保険料控除等々のその全部合わせたよりもっと給与所得控除が大きい、こういうことになるわけです。それはわれわれが從来問題にしました、つまり青天井になつてゐるせいなんですね。そのことは、所得税の高度累進といふ性格を損なう一つの要素といふふうに見るべきじやないかと思つわけです。そういう意味からも

のだと思います。
それからもう一つ、給与所得控除につきましては、やはり私は昨年の改正においてはかなりいわゆる資産性の所得と勤労性の所得についての負担問題というのを頭に置いたのではないかと考えております。そういたしますと、わが国においてはむしろ適用税率は一本にしておきまして、この給与所得控除という制度によりまして勤労性所得に対する配慮というのも従来からやってまいったわけございます。
たとえば、アメリカにおきましては、最高税率では所得税におきまして七〇%でござりますけれども、勤労性の所得につきましてはこれは税率で五〇%にとどめるというようなことをいたしております。それにかえるに給与所得控除でいうシステムを使いまして、それと同じよつた方向を出すというのがそういうふた去年の配慮であります。ということからいたしますれば、私は給与所得控除について限度を徹底したというのもそう無理難題ではないかと思います。

の補正後予算に比べて一兆三千億の増加、こうしたことになつてゐるわけです。この現行法によることしの六兆八千四百四十億という所得税の収入を見込みといふのは、この中には私は当然昨年の減税、課税最低限の引き上げ、これが百七十万七千円と平年度化してきておる。平年度化するといふものは、ことしのこの中にはすでに織り込んである。それを土台にして六兆八千四百四十億という所得税収入というものを見られた、こう思うわけです。

そうすると、ことしの物価調整減税の所要額の中へ、その昨年の分の平年度化の三千四百九十九億を入れて計算するのはちょっとおかしいんじやないんですか。この三千四百九十九億という昨年度の減税の平年度化の分は、これはあくまでも昨年度の分であつて、ことしの必要な物価調整減税というのはそれがすでに平年度化された土台の上に立つて、ことしの一・八%という物価上昇見込みに対するどれだけの調整減税が必要か、こういふうにはじくべきじゃないかと思うんですよ。

納税者に効果を及ぼします減税が、いかなる法形態でいつ国会において成立をしたものによるかと、いう問題でございまして、納税者にしてみれば、昨年取られました所得税とことし取られます所得税を考えてみますれば、現実に昨年取られました所得税に比べて平年度化分の本年度の所得税というのは、より多く減税になることは間違いないわけでございます。そういう経済的な觀点から申せば、話は去年決まつたことでござりまするけれども、減税としてはその効果を本年の納税額にあらわしてくださいわけでございます。

そこで物価調整減税といいますものも、またことのそれでは物価が一体どのくらい伸びるのかというような觀点から、課税最低限の引き上げと、いうことを考へる必要がある、そういう経済的な問題でござりまするから、納税者としますれば、本年の納税額としてそれだけの課税最低限が上がるべきいいという話でござりまするから、その中は当然昨年度に実現をしまして本年その効果を初めてあらわします昨年度の所得税の平年度化分

万方数据

も、ことしの法律でもって実現をしていただこうとしております本年度の税制改正の減税の部分も、ともに同じく扱つてよろしいということでござりますので、その両者を本年の一一・八%という物価上昇に対応する物価調整減税所要額とともに充て得るということございます。

○高沢委員 午前中の局長の説明で、昭和四十九年度のその物価調整減税が、九・六%物価上昇ということで当初は二千二百六十億の予定であった。ところがその後の物価の上昇は二二・〇%、こういう上昇があつたので、したがつて物価調整減税の所要額は六千八十億に昨年度はふえた、こう言われたわけです。すると、二千二百六十億の当初の見込みと六千八十億のこの差額といふのが織り込まれなければならなかつたわけですが、するとこの差額といふのは一体どこへ行つてしまふのかということです。したがつて、去年が二千二百六十億のはずであったのが、実際は物価の上昇によつて六千八十億必要になつた、こういうことになるわけです。そうするとそれだけ、昨年の減税額一兆四千五百億と言われるあの減税額の中身がその分だけ削られた、薄くなつたということになるわけですね。

そつすると、ことしの場合も同じように、四千三百五十億というこの物価調整減税がいまの段階で必要だ、こう計算上なつておりますが、まあこ

としのこれから物価の趨勢がどうなるかわかりませんけれども、もしそれを上回るということになつてくれれば、これよりもっと多くの物価調整減税が必要なんだということになる。しかし、税制改正としてはここでもう千九百五十億の減税といふものが決まつてしまつということになれば、その分のマイナスといふものはことしの中で残るわけですよ、昨年も同じようにその分のマイナスは残つてゐるわけですから。したがつて、ことしのこの物価調整減税の中へ昨年度の平年度化がもう入つていますという言い方はこれはこまかしてあつて、その年その年でこのけりは計算上少なく

もつけていかなければいかぬじゃないか、こういふように考えるわけですよ。どうでしよう。

○中橋政府委員 まず第一に、昨年の所得税の減税は当初見積もりでは一兆四千五百億でござりますけれども五十年の一年から十二月までの分じやないです。五十年の三月までですか。そうすると一兆四千五百億のうち、五十年の一月から三月までの分、これは幾らになりますか。

もつけていかなければいかぬじゃないか、こういふように考えるわけですよ。どうでしよう。
○中橋政府委員 まず第一に、昨年の所得税の減税は当初見積もりでは一兆四千五百億でござりますけれども五十年の三月までですか。五十年の三月までです。そうすると一兆四千五百億のうち、五十年の一月から三月までの分、これは幾らになりますか。

もつけていかなければいかぬじゃないか、こういふように考えるわけですよ。どうでしよう。
○中橋政府委員 減収額は実は国庫ベースで申し上げておりますので、毎年度四月から三月までに国庫に入るもので申しますから、たとえば源泉の所得税で申しますと、三月に支払われたものが四月に大体納付になるのが一般の民間の給与でござりますので、四月に減税を実施いたしますと、それは五月に入つてくることになります。ですから、四月に入つてくることになります。ですから、初年度の減税額といつますと、五月に入つてまいりますものから三月に入つてまいるものまでが初年度といつて計算になるわけでございます。

それから、本年一月から今回の改正を実質的に適用していただこうということにいたしますと、給与で申せば十二カ月のほかに翌年の三月までに国庫に入ります分でござりますから、一月から一月に支払われるものもその適用を受けるという計算でやつておるわけでございます。

それからもう一つ、いまは給与の問題で申し上げましたけれども、申告所得税の人たちにつきまして、一應暦年計算でそれぞれ二月に申告いたしてまいるものが国庫に入るという予定で計算をするわけでございます。

○佐藤(観)委員 ちょっと関連。
いま高沢委員の質問といふのは非常に大事な質問なんですが、ことしの所得税法の改正で、これにはいいことでありますけれども、一月から所得税減税がきいてくるわけですね。したがつて、こういった議論といふのはかつてしたことがないわけです。

そこで問題なのは、いわゆる四十九年度の物価調整減税といふのはいつの時点をとらえて物価調整減税とするかということだと思います。四十

けですね、四十九年度の減税といふのは、四十九年度の一兆四千五百億の減税といふのは、これは十年度の一月から十一月までの收入をするわけでありますから、その意味では今度の一兆九百五十億という減税は、そのまま非常にわかりいいことになつてくるわけでしょう。ですから、私はこう思つのですよ。

この物価調整減税を論ずる場合に、これはどのベースで話をするのか、全く納税者のベースの、四十九年度減税の場合には、そうなつてみると、税制改正上四十八年度の減税の一月から三月までの分と、四十九年度の改正の四月から十一月までの分、この二つがきいてくるわけですね。ですから、一つは今度の物価調整減税を論ずる場合にどのベースでいつからいつまでのことを論ずるのかということ、それからいま局長のお話を聞いていて若干数字のごまかしがあるなと思うのは、この五十年度は四十九年度が平年度化され——五十年度の減税が一月から始まりますからこれがオーバーラップしている、重なつてゐるのだ。ですから今度は四十九年度の減税が平年度化されて、減税はただ単に一千九百五十億だけではありませんというふうに私には聞こえるわけです。ところが、それはもう四十九年度ベースの上に今度は五千年度減税といふのはどうなつてゐるのかということを考えなければいけないわけでありますから、もしオーバーラップしているのだとしたら、それは四十九年度の税制改正のベースの一月から三月の分じやなくて、五十年度の税制改正の一月から三月分、つまり一千九百五十億の減税のうちの四分の一といふものがオーバーラップしていると私は考えるべきだと思うのです。そうじやないです。

○中橋政府委員 昨年の改正の初年度の計算といふた方が実際にはわかりいいと思うのですね、会計年度で申しまして五十年の一月、二月に支払いをなされる給与につきまして適用される減税も入つておるわけでございます。それから今年初めて初年度計算といふのはないわけでございますけれども、実は逆の意味で初年度計算といふのがあるわけで

ございます。ごらんいただきましても、人的控除の引き上げを初年度は千九百五十億円、平年度は千八百二十億円と逆に減つておるわけでござりますが、これは何かと申せば、先ほど申しましたようすに初年度は一年分とそれから来年の一月、二月分が加わりますから、むしろ初年度の方が多いということです。

そこで、まず、基本的にはいまの御質問は、物価調整税というのを消費者物価の上昇を一番基本にいたしますから、一体どれをとつておるのか、およそ毎年ベースの所得税についてどれをとればいいかというお話をどうと思ひますか、確かにおつしやいますように所得税は毎年ベースのものでござりますれば、毎年で対前暦年の物価がどうなつておるかということをとれば一番端的に示すものかもしませんけれども、今日の政府のつくりております経済見通しは、年度を単位にとりまして年度間の平均の物価上昇がどの程度であるかということをとつております。それはもちろん一一・八と申しましても年度でとるか暦年でとるとかによりまして少しは違いますけれども、私どもはおよその物価調整減税のめどをつけるわけでござりますから、年度の平均物価上昇率というのを頭に置きながらやつておる次第でござります。それが、いまお話しのように、初年度計算で何月支払い分まではそういうものに見ておるかどうかといふ点も、確かに細かに考えればいろいろ調整をしなければなりませんけれども、おおよそ申せば、私どもの物価調整減税所要額に比べて現実の毎年度の所得税の減税額というのはこれを大幅に上回っておりますから、そう厳密に暦年計算、年度計算ということをやる必要もありませんし、それに対応する何月から何月までの給与について、あるいは何月から何月までの申告所得税についてと申しますから、大変ややこしいやりとりがありまつたけれども、結論としてお願いをいたしたいこと

は、ことしから一月からという形の税制適用の新しい前例が開けたわけですから、その意味では、とにかく一月から十二月という形のわかりやすい形の姿を今後もぜひ続けてもらいたいということが一つです。

それから、給与所得というふうな性格のもの、それから一方では申告所得税というふうな多少性質の違つたものがあります。こういうふうなもののがあります。

それから、給与所得というふうな性格のもの、

なぞぞれの性格の違いによるそれに適した説明

減税（これはもともとは、本来の実質上の減税）やないわけですから、物価上昇に対する調整にぎりきはこれだけだ、そういう部分はこれだけだ、そしてその上に税負担を本当に軽くする本来の減税はこれだけだということをいつも表示してもらいたいということが一つ。

それからもう一つは、物価調整減税は、その年

の初めに消費者物価はこれだけ上がるだろうとい

う見通しでこの額が出るわけですから、それが今

は、どうもそれをここでそついたしますといふ

うにはお答えできないでござります。

○高橋委員 私は、その点はぜひそつしてほしい、重ねて要望しております。

それで、銀行局長においていただいて、大変御

苦労までございますが、もう時間が大変経過し

ましたのでまとめて一回でお尋ねいたします。

預金の目減り問題がずっと論議されて、この国

会の最大の焦点の一つになつておりますが、この

点については、この国会中に目減り対策を出しま

すということになつておるわけです。そこで私は、

きょうは議論の問題ではなくて、いまお考えに

なつておる目減り対策はどういうふうな対策をお

考えになつておるかといふことが一つ。

それからもう一つ、公定歩合の引き下げ問題が、

したので、今後必ずこういう方式がずっと踏襲されるかという点については断言はできませんけれども、今回こういうことをやりますれば恐らくそういう方向で続けていきたいというの私が私どもの願望でございます。そのかわりに、先ほど私が申しましたように、今度は翌年になりますと、平年度化ということがございませんから、新しい減税格の違つたものがあります。

それから、実績といたしまして、当初に見込みなる、こちらは暦年で言えばこうなるというふうな仕方をお願いしたいということが一つ。

それからもう一つは、物価調整減税と全体の減税額の関係ですが、物価の上昇に見合う物価調整

減税（これはもともとは、本来の実質上の減税）や

ないわけですから、物価上昇に対する調整にぎり

きはこれだけだということ、そういうわかりや

すい形でいつも表示してもらいたいということが

たしまして、それを持ち出すかというお話をだ

とうとやってまいりましたが、実績的に消

すますが、それにつきましては先ほど申し上げ

ておりますように、物価調整減税のほかにかなり

上回つて所得税の減税を大体ここ十年ぐらいは

ずっととやってまいりましたが、それを持ち出すか

うとつづけて、実績的に消

すましたが、それにつきましては先ほど申し上げ

ておりますように、物価調整減税のほかにかなり

上回つて所得税の減税を大体ここ十年ぐらいは

これも大変差し迫つた問題として議論に出ておりませんが、この引き下げがなされたときに預金金利はどうなるのか。据え置きにするのかあるいは預金金利をまた下げるということになるのか、それをお尋ねいたしたいと思います。

○高橋（英）政府委員 わゆる日減りにつきましてはいろいろな御提案がございましたが、最近のところも、今回こういうことをやりますれば恐らくそれがどうなるのか。据え置きにするのかあるいは預

金金利をまた下げるということになるのか、それ

をお尋ねいたしたいと思います。

それから、新聞などでいろいろ言われておりますけれども、日本銀行が決定することでござります

が……（事実上は銀行局長だらうと呼ぶ者あり）

そんなことはございませんが、まだそういうこと

は確定したというわけではございません。

御承知のように現在の公定歩合が九%でござ

りますけれども、公定歩合と預金金利の間にワンボ

イントないし一・二五ぐらいの差しかございません

ので、これは一般論として申し上げますけれど

ておきます。大半の一年ものが七・七五でござ

りますけれども、公定歩合と預金金利の間にワンボ

イントないし一・二五ぐらいの差しかございません

ので、これが一般論として申し上げますけれど

ておきます。大半の一年ものが七・七五でござ

りますけれども、公定歩合と預金金利の間にワンボ

イントないし一・二五ぐらいの差しかございません

○高沢委員 預金目減り対策とか、そういうことを講ぜられておる趣旨に逆行するようなことになつてはならぬ、こう思いますので、これは強く要望しておきたいと思います。

次に、国税庁の磯辺次長がおいでになつておりますが、税務行政の問題で若干お尋ねしたいと思います。

税務署の職員の皆さんのは昇格の問題です。これはもう私が言うまでもなくあの終戦直後の時期に税務署の関係で非常に多くの職員が採用された。その人たちがいまそれの中高年層という年齢層になつてこられたし、税務の行政の中でも一番中心の幹部として働いておられる、こういうふうなことになつてきております。そのたちは非常に数が多くて、現在の等級のあれで見ると、四等級、三等級、ここら辺の二けた号俸のところに非常に大いの人が滞留されているということになつてゐるわけですね。そういうところから、そういう人たちの昇格問題に対してもなかなか思うように道を開けないということになれば、毎日の税務を執行されるに当たつても、その意欲にもまた重大な影響が出てくるというふうに考えます。そういう点でこれはかなり思い切つた対策をとつて、そしてたとえば特三等級以上の等級のところのポストの定数をふやして、そういうところの人たちが進む道ができるよう対策はぜひ計画的にしかも大幅にやつていただく必要があるんじやないか、こういふうな措置をお考えになつておるか、お聞きしたいと思います。

○磯辺政府委員 ただいま高沢先生が私たちの税務の職場の待遇問題につきまして非常に御理解ある御意見を述べていただきまして、私たち非常に心強く思つております。いわゆる中高年層の待遇の改善の問題につきまして、あるいは中高年層の職員をめぐる諸問題につきましては、昨年の税制及び税の執行に関する小委員会の席上で私どもからその実情を詳しく申し上げたところありますが、幸いにしましてただいま御審議をいた

だいております予算の段階におきましては、先生の非常な御理解をいただきまして、われわれとしてはいわゆる上位等級に格づけされるポストの増設あるいは既存ポストの上位等級への格づけ、そういう面におきまして私どもなりにかなりの成果を上げたのではないかというふうにいささか自負しております次第でございます。

しかしながら、ただいま申し上げましたよつて、中高年層の職員という中ぶくろの問題につきましては、これをもつてとても解決できるといった問題ではありません。私たちはまだまだこれでは足りない。たとえ申し上げますならば、現在の税務職員の中でも四十二歳以上が四九・三%、約五〇%、そのうちで四十四歳から五十歳までが三二・五%といつたような状況でございます。こういった方々に対しましていかにして上位等級に格づけてもらうか、それからさらにまたいわゆる二けた号俸というものを解消するためにはどうにしたらいいかということは、私たち予算面あるいは級別定数を通じて努力しているところであります。

こういったことを申し上げますと非常に差しさわりがあると思ひますけれども、他官庁にも同じ道ができるよう考へるわけですが、この点はどういうふうな措置をお考えになつておるか、お聞きしたいと思います。

特三等級の関係では大体統括官の格づけになつてきているわけですが、たとえば専門官のままでなるというふうな道を開かれてしかるべきじゃないか。またそういうふうな方法も知らないところでは私はなかなか解決ができないと考えますので、そういうところもひとつ思い切つて新しい道を開いていただくよつにぜひお願ひをしたいと思います。

○磯辺政府委員 私たちはそういった方向でできるだけ努力をいたしたいと考えております。

○高沢委員 それに関連しまして、若干東京の国税局における実例として、私、資料で拝見をしましたが、東京国税局の中で一般の職員の人たちの等級が昇格していくあるいはまた特昇を受けられた回数とかいうふうなものとの関係を見て、たいとは思つておりますけれども、ただやはり査定官庁の方としましては、他官庁とのバランスがある、あるいはまた現在の俸給表が職務給を前提としておるといつたよなたでまえもございまして、そいつたわれわれの希望はなかなか実現するにも限界がござりますので、それで全般的な職員の皆さんのが満足いただけるあるいは御希望に沿うようなどろまではいきませんけれども、われ

その点について一言……。

○磯辺政府委員 ただいま先生から御指摘ございましたその点につきましては、私たちは、組合員であるない、それから所属の組合がどの組合であるかということについて、そういう昇給、昇格あるいは特別昇給、そういう点について差別しないと、いう考え方にはございません。人事というものは、あくまでも公平に、またそついた職員に昇給、昇格あるいは人事の配転、そういう点につきましては、不公平、不満のないように持つていただきたいと、いうのが私たちの念願でございます。ですから、ただいま先生の御指摘になりましたような点につきましては、十分気をつけてしまりたいと思いま

す。

ただ、もしわれわれのそついた気持ちにもかかわらず、実績はそうじやないじやないかというふうな悩みがあるわけでござりますけれども、おかけさまで国税職員につきましては、その職務の特異性それから非常に困難な職務に日夜献身的に努めているといつたような特殊事情が認められない。またそういうふうな方法も知らないところでは私はなかなか解決ができないと考えますので、そういうところもひとつ思い切つて新しい道を開いていただくよつにぜひお願ひをしたいと思ひます。

○高沢委員 次長からそういう対応策まで含めた具体的なお答えがありまして、私は非常に結構だと思います。実態としてのデータが若干ありますので、これはここで一々数を申し上げるということは差し控えますけれども、後ほどまた次長の方へ私の方から、もしくはこの関係の組合の方からもお願いをするというあれがあると思ひますから、具体的にお聞きをいただいて、ひとつまた正の努力をお願いしたい、こう思います。

それから、今度は税務の研修のことでひとつお尋ねをしたいと思います。

この研修といつもの一体何のためにやるのか、これは私などが言つては次長の方がよく御存じなわけですが、この人事院の規則では「研修は、職員が現在ついている官職又は将来つくことおるわけですが、これはいまの全体の職員対策の努力の中でもう一つの差別的な扱いが当然あってはならぬということだと思いますので、そういうことのないよな方向での御努力をせひまことに勤続年数、同じような条件においていずれも立ちおくれが見られるといつたふうな実態も聞いておるわけですが、これはいまの全体の職員対策の努力の中でもう一つの差別的な扱いが当然あるわけですが、これは私などが言つては次長の方がよく御存じなわけですが、この人事院の規則では「研修が予想される官職の職務と責任の遂行に密接な關係のある知識、技能等を内容とするものでなければならぬ」。こういうことで、本来この研修といふものの目的は、その人の職務に關係するそのための能力や知識を進める、こういうための研修

であることが、性格がはっきり決められて
いるわけです。
ところが、たとえば税務大学校というよなところで、あるいはまた現地の税務署の職場研修と
いうよなところでこんなよな話をあつたとい
うことを聞いてみると、この研修の本来的目的か
らすいぶんそれが講義といいますか、講座とい
ますか、というふうなものがなされているとい
ふうに考えられるわけです。この点はひとつひ
次長のお考えもお聞きをしたいし、または正をし
ていただきたいと思つわけです。

たとえば、これは四年前、昭和四十六年の四月

十三日、関東信越の税大基礎研修で、東京工大の
先生である桶谷繁雄さんが講義をされた。ちょうど
いまから四年前の、東京都知事選挙が非常に激
しく戦われていた時期でもあつたわけですが、こ
の桶谷先生の講義の中で、東京の都知事選挙で美
濃部氏が圧倒的な勝利を占めた、このことは、ちょ
うど戦前の昭和八年のドイツでヒトラーが選挙で
圧倒的な勝利を得た、それと同じものだというよ
うな言い方をされて、自分は美濃部はきらいだ、
秦野章が好きだというふうなことを言われてみた
り、さらには、その美濃部といふことに関係して、
何か美濃部といふ人には大内兵衛という先生がい
るらしいが、この大内兵衛といふ先生は、これは
またその著書の中で大変なうそをついている。ソ
連の社会主義はこうだというふうなことを大内兵
衛といふ人は書いているが、自分がソ連へ旅行に
行ってみた経験から言つて、ソ連といふ国にはボ
リエチレンの袋すらないといふような、きわめて
国民の生活は飢餓的な貧しい状態にある、そいつ
うふうな国を何か社会主義のすばらしい実態とい
うふうに大内兵衛といふ人は本に書いているが、
とんでもないうそつきだといふうことと、こ
の研修の中で話をされているわけですね。

あるいはまた、これもちよつとひどい例ですが、

北海道の釧路の税務署の職場研修では、釧路新聞

の片山さんという社長さんが講師に見えて、その

お話の中で、戦争といふものはありがたいものだ、

日本は朝鮮戦争のおかげでこの敗戦の打撃から立

ち直ることができた。あるいはまた、日本がこの

前の戦争をやつたのは、あれは資源がない日本と

してはもうやむを得ない戦争だったのだ。それに

引き比べて、今日アラブの諸国は、石油資源を独

占して、そして世界じゅうの国を困らしているの

はけしからぬといふうな言い方をされておりま

すが、この議論を進めるに、まるで日本は自衛隊

をもつてアラブへ攻めていかなければいかぬとい

うような答までこの中から出てくるよな、そ

ういうよな話もこの税務の研修の中で講師がさ

れておる、こういうことなんなります。

私は、税務署の職員がその職能を進めるための

研修に、一体こういう話が必要なのかどうかとい

うことなんあります。これは当然必要がないと

いう次長のお答えが出ると思いますが、そうする

と、こういう研修の講師の選択あるいはその講義

の内容の選択といふものも、これは当然かかるべ

き配慮が払わなければならぬじやないかとい

ふうに考えるのですが、この研修の問題について

のお考え、またどういう措置をするかということ

を、次長さんからお答えをいただきたいと思いま

す。

○磯辺政府委員　ただいま先生御指摘のように、

私たちには、税務大学校におきましても、それから

また職場におきましても、税務職員がよき社会人

として、またよき公務員として、広い視野を持ち

健全な常識を持った公正な職員であるということ

を念願いたしておりますから、その意味におきま

ります。

ただ、有名な方あるいはその地域における名士

の方等でありますと、事前にどういったことをお

話しされるかということをあらかじめお聞きして

チェックするというわけにいきませんので、どう

も必ずしも期待どおりいかず、それはいかない場

合もあるうかと思いますけれども、そういう意味

でできるだけ御批判を受けないよな方法で先

生をお願いいたしております。繰り返し申し上げ

ますけれども、一部のところでは非常にびっくり

するよなことを言われましても、お話を全体と

して承った場合には、実はそれほどでもなかつた

というよなこともありますので、

その点どうぞ御了承をお願いいたしたい、かよう

うな御意見を申し上げるよな内容のお話をある

よです。ただ、そういう場合も、われわれは

そこにおける学生として受けている人たちに対す

る、当局側からの管理の仕方といいますか、指導

の仕方といふものは、今日いわゆる社会的な常識

の基本的人権といふうな見地から見ても、すい

ぶん問題があるよな側面も非常にありますと聞いて

いるわけです。そういう背景の上でいまのよ

うしたよなケースもありますし、それからまた、

その部分だけをお聞きしますと、非常に極端な御

意見のようでもありますけれども、またそのお話

の全体を通じてみますと、実はそれほどでもない

といったよなこともあるようでござります。数

多く講師をお願いしておるまして、そ

のほとんどの先生のお話については、いままでそ

ういった問題もなかつたわけでありますけれど

も、ときどきわれわれもそういうよな御意見を、

批判といいますか、それを聞く場合もあるわけで

ありますし、私どもとしましては、やはり若い職

員あるいは税務職員ですから、いろいろな方の御

意見をお聞きするというのもいかとは思います

けれども、できるだけそういう誤解のないよ

うな方法で講師を委嘱したい、かように考えており

ます。

ただ、有名な方あるいはその地域における名士

の方等でありますと、事前にどういったことをお

話しされるかということをあらかじめお聞きして

チェックするというわけにいきませんので、どう

も必ずしも期待どおりいかず、それはいかない場

合もあるうかと思いますけれども、そういう意味

でできるだけ御批判を受けないよな方法で先

生をお願いいたしております。繰り返し申し上げ

ますけれども、一部のところでは非常にびっくり

するよなことを言われましても、お話を全体と

して承った場合には、実はそれほどでもなかつた

というよなこともありますので、

その点どうぞ御了承をお願いいたしたい、かよう

うな御意見を申し上げるよな内容のお話をある

よです。ただ、そういう場合も、われわれは

そこにおける学生として受けている人たちに対す

る、当局側からの管理の仕方といいますか、指導

の仕方といふものは、今日いわゆる社会的な常識

の基本的人権といふうな見地から見ても、すい

ぶん問題があるよな側面も非常にありますと聞いて

いるわけです。そういう背景の上でいまのよ

うしたよなケースもありますし、それからまた、

その部分だけをお聞きしますと、非常に極端な御

意見のようでもありますけれども、またそのお話

の全体を通じてみますと、実はそれほどでもない

といったよなこともあるようでござります。数

多く講師をお願いしておるまして、そ

のほとんどの先生のお話については、いままでそ

ういった問題もなかつたわけでありますけれど

も、ときどきわれわれもそういうよな御意見を、

批判といいますか、それを聞く場合もあるわけで

ありますし、私どもとしましては、やはり若い職

員あるいは税務職員ですから、いろいろな方の御

意見をお聞きするというのもいかとは思います

けれども、できるだけそういう誤解のないよ

うな方法で講師を委嘱したい、かように考えており

ます。

ただ、有名な方あるいはその地域における名士

の方等でありますと、事前にどういったことをお

話しされるかということをあらかじめお聞きして

チェックするというわけにいきませんので、どう

も必ずしも期待どおりいかず、それはいかない場

合もあるうかと思いますけれども、そういう意味

でできるだけ御批判を受けないよな方法で先

生をお願いいたしております。繰り返し申し上げ

ますけれども、一部のところでは非常にびっくり

するよなことを言われましても、お話を全体と

して承った場合には、実はそれほどでもなかつた

というよなこともありますので、

その点どうぞ御了承をお願いいたしたい、かよう

うな御意見を申し上げるよな内容のお話をある

よです。ただ、そういう場合も、われわれは

そこにおける学生として受けている人たちに対す

る、当局側からの管理の仕方といいますか、指導

の仕方といふものは、今日いわゆる社会的な常識

の基本的人権といふうな見地から見ても、すい

ぶん問題があるよな側面も非常にありますと聞いて

いるわけです。そういう背景の上でいまのよ

うしたよなケースもありますし、それからまた、

その部分だけをお聞きしますと、非常に極端な御

意見のようでもありますけれども、またそのお話

の全体を通じてみますと、実はそれほどでもない

といったよなこともあるようでござります。数

多く講師をお願いしておるまして、そ

のほとんどの先生のお話については、いままでそ

ういった問題もなかつたわけでありますけれど

も、ときどきわれわれもそういうよな御意見を、

批判といいますか、それを聞く場合もあるわけで

ありますし、私どもとしましては、やはり若い職

員あるいは税務職員ですから、いろいろな方の御

意見をお聞きするというのもいかとは思います

けれども、できるだけそういう誤解のないよ

うな方法で講師を委嘱したい、かように考えており

ます。

ただ、有名な方あるいはその地域における名士

の方等でありますと、事前にどういったことをお

話しされるかということをあらかじめお聞きして

チェックするというわけにいきませんので、どう

も必ずしも期待どおりいかず、それはいかない場

合もあるうかと思いますけれども、そういう意味

でできるだけ御批判を受けないよな方法で先

生をお願いいたしております。繰り返し申し上げ

ますけれども、一部のところでは非常にびっくり

するよなことを言われましても、お話を全体と

して承った場合には、実はそれほどでもなかつた

というよなこともありますので、

その点どうぞ御了承をお願いいたしたい、かよう

うな御意見を申し上げるよな内容のお話をある

よです。ただ、そういう場合も、われわれは

そこにおける学生として受けている人たちに対す

る、当局側からの管理の仕方といいますか、指導

の仕方といふものは、今日いわゆる社会的な常識

の基本的人権といふうな見地から見ても、すい

ぶん問題があるよな側面も非常にありますと聞いて

いるわけです。そういう背景の上でいまのよ

うしたよなケースもありますし、それからまた、

その部分だけをお聞きしますと、非常に極端な御

意見のようでもありますけれども、またそのお話

の全体を通じてみますと、実はそれほどでもない

といったよなこともあるようでござります。数

多く講師をお願いしておるまして、そ

のほとんどの先生のお話については、いままでそ

ういった問題もなかつたわけでありますけれど

も、ときどきわれわれもそういうよな御意見を、

批判といいますか、それを聞く場合もあるわけで

ありますし、私どもとしましては、やはり若い職

員あるいは税務職員ですから、いろいろな方の御

意見をお聞きするというのもいかとは思います

けれども、できるだけそういう誤解のないよ

うな方法で講師を委嘱したい、かように考えており

ます。

ただ、有名な方あるいはその地域における名士

の方等でありますと、事前にどういったことをお

話しされるかということをあらかじめお聞きして

チェックするというわけにいきませんので、どう

も必ずしも期待どおりいかず、それはいかない場

合もあるうかと思いますけれども、そういう意味

でできるだけ御批判を受けないよな方法で先

生をお願いいたしております。繰り返し申し上げ

ますけれども、一部のところでは非常にびっくり

するよなことを言われましても、お話を全体と

して承った場合には、実はそれほどでもなかつた

というよなこともありますので、

その点どうぞ御了承をお願いいたしたい、かよう

うな御意見を申し上げるよな内容のお話をある

よです。ただ、そういう場合も、われわれは

そこにおける学生として受けている人たちに対す

る、当局側からの管理の仕方といいますか、指導

の仕方といふものは、今日いわゆる社会的な常識

の基本的人権といふうな見地から見ても、すい

ぶん問題があるよな側面も非常にありますと聞いて

いるわけです。そういう背景の上でいまのよ

うしたよなケースもありますし、それからまた、

その部分だけをお聞きしますと、非常に極端な御

意見のようでもありますけれども、またそのお話

の全体を通じてみますと、実はそれほどでもない

といったよなこともあるようでござります。数

多く講師をお願いしておるまして、そ

のほとんどの先生のお話については、いままでそ

ういった問題もなかつたわけでありますけれど

も、ときどきわれわれもそういうよな御意見を、

批判といいますか、それを聞く場合もあるわけで

ありますし、私どもとしましては、やはり若い職

員あるいは税務職員ですから、いろいろな方の御

意見をお聞きするというのもいかとは思います

けれども、できるだけそういう誤解のないよ

うな方法で講師を委嘱したい、かように考えており

ます。

ただ、有名な方あるいはその地域における名士

の方等でありますと、事前にどういったことをお

話しされるかということをあらかじめお聞きして

チェックするというわけにいきませんので、どう

も

態は、恐らく次長も十分御承知だと思いますが、そういうものを民主化していく、公正な運営にしていくということについて、ひとつ是正の方向の

お考えをお聞きしたいと思います。

○磯辺政府委員 私見を申してははなはだ恐縮ですが、私たち税務職員である前によき社会人でなければならない。税務職員といつもの社員よき社会人であり、豊かな教養と健全な常識を持つた人間でなければならぬということを私は考えております。そういう意味におきまして、現在のわれわれの税務大学校のいろいろな研修、それから職員の研修、そういうことを続けているわけでありますけれども、そこで人権が侵害されるとか、あるいは基本的人権を無視されたといったような御非難を受けるような事実はないと確信しております。

ただ、その場合に、何分また高校を卒業したばかりの若者でございます。それからまた、税務の職場というものは、いろいろな意味におきまして非常に精神的に悩むことの多い問題を抱えた職場でありますし、それからまた、外部からの、あつてはならないのですけれども、いろいろな誘惑等もあると言わされている職場でございます。そういうところに学校を卒業したばかりの若い職員が飛び出していくわけでありますから、間違いのないようないろいろな意味においてそれを指導し、それからまた、ともに相談を受け、いろいろと悩んだところに学校を卒業したばかりの若い職員が飛び出していくわけでありますから、間違いのないようないろいろな意味においてそれを指導し、そういうふうにわれわれも考えるわけです。私は思いますが、まあ学校の先生方についてはそういうふうな給与の体系がとられるようになつてしまつたということの中で、これをまた妥当なところまで回復させるということは必要じゃないかと私は思いますが、まあ学校の先生方についてはそぞそつする、いま一〇・二%までこれが落ちてきただというふうにわれわれの教育といふふうな給与の体系がとられるようになつてしまつたということでありますから、ましてや税務の職員の場合は、そういうことがもともと制度としてあって、しかも実態がずっと落ちてきてる、こいつふうなことで、現在の税務大学校並びに寮といふものの管理をしておるわけでありますけれども、しかし同時に、それが個人の人権の侵害につながつたり、あるいは個人の自由といふのを無視したようなものであつてはならないということは当然だろうと思つております。

○高沢委員 それでは、これもこの場所で、あいつことがあつた、こういうことがあつたといふふうなことを余り細かくやる場所ではないかと思いますから、これもまた具体的に、こういう事実が

あつたというふうなことを私の方も若干訴えを受けている面もありますから、そういうことはまた具体的に後ほど次長の方へお話しをして、それだけは正の措置をしていただきたいというふうなこともあります。

○磯辺政府委員 ひとつお願いをしたいと

具体的に後ほど次長の方へお話しをして、それは正の措置をしていただきたいというふうなこともありますから、いわゆる税務職俸給表の優位性といつもの税務の職員の皆さんが、その仕事の特別な性格があつて、一般の公務員の方よりはその俸給が優位のランクになる、こういう面があるわけですが、その実態が、昭和二十三年、あの終戦直後のころですが、そのころにはその優位性の格差は二五%あった。それがその後年々の推移の中で、昭和四十九年の場合には一〇・二%というふうなことに至った。最初の出発から見れば、優位の格差が半分以下に減つてきておる。これは税務という特別な仕事に従事し、そしてまた、悪く考えればいろいろな誘惑の中で仕事をされておるというふうな仕事の特別な性格から、こういう面は非常に必要だ

○磯辺政府委員 やはり他省庁の俸給表との関連

だらうと思ひます。

○高沢委員 そのバランスがあるからなかなか上

げていくことができない、こういうことですか。

○磯辺政府委員 そのように聞いております。聞

いておりますといふのは、人事院との折衝の段階において、そういう意味でござります。

○高沢委員 これは、学校の先生方の場合には立

法の措置もとられ、そしてまた、人事院の勧告の

中でも、その旨が格別にそういうことが言及され

るといふふうなことが裏づけにあってこれは実現

されてきているわけですが、人事院に対しても

これ操作するというのはこれまた別なことになり

ますけれども、しかし、実態として、そういう税

務の職員の実態をその関係方面で十分認識をして

もらひ、理解をしてもらひうといふことの中で、そ

の場合は、そういうことがもともと制度として

あって、しかも実態がずっと落ちてきてる、こ

ういうふうな方向へ向かってぜひ努力をさ

れてくるといふふうな方向へ向かってぜひ努力をさ

れるべきじやないか、こういうふうに考えますが、

その辺のめどはどういうふうにお考えですか。

○磯辺政府委員 やはり基本的には、最初に先生

から御意見がございましたように、級別定数はで

きましては非常に神経を使つております。御指摘

のように、四十八年におきましては一〇・二六でございましたのが、四十九年の表によりますと一

〇・二三といふふうに、その水準差が若干縮まつた、少なくなつたといいますか、それを非常に残

けですね」と呼ぶ)はい。

○高沢委員 ゼひその御努力をお願いをしたいと

思います。

最後に、時間がありますから、一つお尋ねして

終わりたいと思います。

これはお尋ねというよりは、またお願いをいた

りますか。たとえば、現在が一〇・二三、これから二五までこれを上げていこうとする場合に、

どうお願いをしたいと思ひます。

○磯辺政府委員 この点実現するにどこにネットがあ

りますか。たとえば、現在が一〇・二三、これから二五までこれを上げていこうとする場合に、

どうお願いをしたいと思ひます。

これはお尋ねというよりは、またお願いをいた

りますか。たとえば、現在が一〇・二三、これから二五までこれを上げていこうとする場合に、

どうお願いをしたいと思ひます。

人事上の問題は、プラス面もありますけれども、同時にマイナス面もあるといつぶつなことで、私たちは現在のようないくつか方針で運営しておるわけあります。

ただ問題は、日ごろからできるだけ職員のそ

いつた希望というものを聞きまして、その希望を把握した上で人事をやるということを心がけておりますので、大部分の職員につきましては、現在のようないくつか運営で特に問題はないと考えております。

ただ、特に健康の理由であるとか、そついた特殊な理由があるような場合には、あらかじめ早目に内示するといつたよくな特殊のケースもございましたけれども、一般論いたしましては、現在の運営で続けてみたいと考えております。

○高沢委員 その異動に關係して、こういうふうなケースがあると思います。田舎からこちらへ出てきて、そして職員になつて仕事をしておる。田舎に親を残しておる。その親もだんだん年をとってきて、息子が帰ってきて家で一緒に生活してくれることを非常に望んでおる。本人もそういうことで故郷へ帰つて故郷の税務署で勤務がでなければこれが一番ありがたいというふうなケースがあると思うのです。そういうふうなたぐいの訴えも私は受けておりますが、ここではだれだれとうことは差し控えますが、そういうふうなケースの場合、当然その願いがかなうという、そういう方向での異動といふものも、異動の計画の中に織り込んでいただくことが可能ではないかと思うし、また非常に望ましいのじやないか、こへも御相談をしたいと思いますが、ぜひひとつ実現する方向で御配慮をお願いしたい、こういうふうにお願いをいたします。

最後はお頼いになりましたが、以上で私の質問を終わりたいと思います。

○上村委員長 次に、相続税法の一部を改正する

法律案を議題といたします。

本案は、去る二月二十六日質疑を終了いたして

おります。

本対し、日本社会党、公明党及び民社党を

代表して佐藤觀樹君外二名より修正案が提出され

ております。

この際、提出者より趣旨の説明を求めます。佐

藤觀樹君。

相続税法の一部を改正する法律案に対する修正案

〔本号末尾に掲載〕

○佐藤(親)委員 私は、提出者を代表いたしまして、ただいま議題となりました相続税法の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、その趣旨と内容を御説明申し上げます。

改正する法律案に対する修正案につきまして、そ

の趣旨と内容を御説明申し上げます。

案文はすでにお手元に配付してございますの

で、その朗読は省略させていただきます。

政府は、このたびの相続税法改正案において、

物価調整等の理由のもとに控除額の引き上げ、税率の引き下げ等を行い、負担の軽減を図ることと

しておりますが、その内容にはいろいろと問題点

が見受けられるのであります。

相続税の大幅な軽減は、資産家の優遇につながるものであります。今回の改正事項の中でわれわれが最も反発を覚えるのは、配偶者の負担軽減

額三千万円という非課税限度を一挙に取り外し

て、婚姻期間制限なし、遺産総額の三分の一以内

であれば金額的には青天井としておりますこと

は、税制における資産家優遇の最たるものであり

ます。この改正により恩恵を受けるのはわずか千

数百人の金持ちの妻の座であり、しかも現行では何千万円、何億円とかかる相続税がただになるのであります。これはまさに、不公正拡大の税制であり、三木内閣の表看板としている社会的不公正の是正に逆行するものと言えるのであります。

修正案は、以上の観点から遺産総額の三分の一の非課税限度について最高一億円の金額的制限を設けることいたしてあります。これにより、財産が三億円を超えるような大資産家の場合に、配偶者の相続税がゼロとなることがないようにするものであります。

次に、贈与税における配偶者控除の適用要件の一つである婚姻期間について、現行の二十年以内を十年以内に短縮することいたしております。

政府の改正案では、前に申し述べたおり相続税の配偶者について婚姻期間の制限を外しながら、贈与税については二十年の期間制限をそのままにしておりますが、これは著しく片手落ちな取扱いであり、妻の座優遇の見地から首尾の一貫しないものであります。

税制上、妻の座を優遇するということは、財産が夫と妻の共同作業ででき上ったものであるからであり、婚姻期間二十年というのは余りにも長いし、その根拠は薄弱であります。相続税と贈与税とはその性格が違うとしても、これでは余りにもその差が大き過ぎると考えられ、さらに、控除額は改正後といえどもそれほど大きくなない金額でありますから、修正案において期間短縮を図ることとした次第であります。

以上が修正案の概要であります。

○上村委員長 何とぞ御審議の上、御賛成賜りますようお願いを申し上げます。

○上村委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○上村委員長 たゞいま議決いたしました本案に對し、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党を代表して村山達雄君外四名より附帯決議を付すべしとの動機が提出されております。

この際、提出者より趣旨の説明を求める

田趾(耻)君。

○山田(耻)委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨と内容を簡単に御説明申し上げます。

案文は、お手元に配付してありますので、朗読は省略させていただきます。

政府は、このたびの相続税法改正案において、

物価調整等の理由のもとに控除額の引き上げ、税率の引き下げ等を行い、負担の軽減を図ることと

しておりますが、その内容にはいろいろと問題点

が見受けられるのであります。

相続税の大幅な軽減は、資産家の優遇につながるものであります。今回の改正事項の中でわれわれが最も反発を覚えるのは、配偶者の負担軽減

額三千万円という非課税限度を一挙に取り外し

て、婚姻期間制限なし、遺産総額の三分の一以内

であれば金額的には青天井としておりますこと

は、税制における資産家優遇の最たるものであり

ます。この改正により恩恵を受けるのはわずか千

数百人の金持ちの妻の座であり、しかも現行では何千万円、何億円とかかる相続税がただになるのであります。これはまさに、不公正拡大の税制であります。

まず、佐藤觀樹君外二名提出の修正案について

採決いたしました。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○上村委員長 起立少数。よって、本修正案は否決されました。

原案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○上村委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○上村委員長 これにて趣旨の説明を求める

田趾(耻)君。

○山田(耻)委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨と内容を簡単に御説明申し上げます。

案文は、お手元に配付してありますので、朗読は省略させていただきます。

○上村委員長 たゞいま議決いたしました本案に對し、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党を代表して村山達雄君外四名より附帯決議を付すべしとの動機が提出されております。

この際、提出者より趣旨の説明を求める

田趾(耻)君。

○山田(耻)委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨と内容を簡単に御説明申し上げます。

案文は、お手元に配付してありますので、朗読は省略させていただきます。

格を審議することとなつております。この農業投

資価格は、新たに定められる評価額であり、今後の農地の相続税にきわめて大きな影響を与えるものでありますから、審議会の委員には農地評価の専門家が必要であります。そこで、委員の任命に当たっては、農業団体の構成員で農地評価の精通者もその対象とするように、政府の配慮を要請するものであります。

以上がこの附帯決議案の趣旨と内容であります。何とぞ満場一致の御賛同をいただきますようお願い申し上げます。

相続税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）
一 贈与税の配偶者控除の要件について、婚姻期間を短縮する方向で検討すること。
二 土地評価審議会の委員となる「土地の評価について学識経験を有する者」の任命に当たつては、農業団体の構成員で農地の評価に精通していると認められる者をもその対象とするよう配意すること。

○上村委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。お詫びいたします。
本動議の「とく附帯決議を付するに御異議ありませんか。」「異議なし」と呼ぶ者あり
○上村委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。
本附帯決議に対し、政府より発言を求められておりますので、これを許します。大平大蔵大臣。
○大平国務大臣 政府いたしましては、たゞいま御決議がございました附帯決議につきまして、その趣旨を十分尊重いたす所存でございます。

○上村委員長 お詫びいたします。

ただいま議決いたしました法律案に關する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上村委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○上村委員長 次回は、明五日水曜日、午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時二十八分散会

相続税法の一部を改正する法律案に対する修正案

相続税法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
第十九条の二第一項第二号イの改正規定中、「四千万円」を「四千万円とし、当該金額が一億円を超える場合には一億円とする。」に改める。
第二十一条の五の改正規定中「より」に「の下に」「二十年」を「十年」に「改め」の下に「、同条第二項中「二十年」を「十年」に改め」を、「削り」の下に「、「十年」を「十年」に改め」を加える。